

は し が き

消費者保護の法的仕組みとして、消費者保護団体が事業者に対して請求できる制度が大きく二つあります。一つは、適格消費者団体（現在22団体）は被害発生防止のため不当条項の使用などの「差止請求」ができるというものです。もう一つは、この団体のなかの「特定」適格消費者団体（現在4団体）は発生した被害の回復を請求できるというものです。

この被害回復請求を定めているのが、2016年に施行された消費者裁判手続特例法（正式には「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」）です。

本ガイドブックは、消費者裁判手続特例法の内容を短時間で理解していただけるよう、ホクネットで活躍している法律家や消費生活相談員が、ポイントを絞り、工夫をこらし、読みやすさとわかりやすさを心がけて書いたものです。全体として、7項目、6コラムからなり、参考資料として消費者裁判手続特例法（条文）を収めています。

一読されるだけで、消費者裁判手続特例法の被害回復の仕組みが、①共通義務確認訴訟（当該事業者が多数の消費者に共通の金銭支払義務があることの確認を求める訴訟）と、②簡易確定手続（個々の消費者の債権額を決める手続）という二段階の構造になっていること、また、消費者が特定適格消費者団体を通して被害の回復をはかるためには、第2段階で特定適格消費者団体と手続費用や報酬額などについて契約を結ぶ必要があることなどがわかりいただけるでしょう。

消費生活相談にかかわる皆様方に、事業者から財産的被害を被った消費者の消費者裁判手続特例法による被害回復の可能性を判断するために、また、消費者に被害回復が容易にできそうだと誤った期待を持たせてしまわないためにも、本ガイドブックを活用していただけますならば、これに勝る喜びはありません。

2022（令和4）年2月

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 理事長 松久三四彦

■目次

第1章 消費者裁判手続特例法の意義と概要	1
コラム① 相談現場から！	5
第2章 特定適格消費者団体	6
コラム② 被害回復の権利を目指して！	8
第3章 共通義務確認訴訟（第1段階）	9
コラム③ これまでの「弁護団」とはどう違うの？	14
第4章 個別債権確定手続（第2段階）	15
コラム④ 消費者が負担する費用はいくら？	19
第5章 仮想事例によるシミュレーション	20
コラム⑤ 本制度の有効性と解決までの時間は？	27
第6章 これまでの適用事例	28
コラム⑥ （特定）適格消費者団体の課題とは？	32
第7章 現行制度の問題点と課題	33

■参考資料

消費者裁判手続特例法（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）	39
関係連絡先【消費者支援ネット北海道（ホクネット）、悪質商法被害対策弁護団】	75

第1 消費者裁判手続特例法の意義と概要

1 集団的消費者被害回復手続の必要性

(1) 消費者被害の特徴

消費者と事業者との取引には、いくつかの特徴が見られます。まず、多数の消費者が、同じ事業者と同じ内容の取引をすることがあります。その場合、事業者は多数の消費者との間で共通の契約条項（定型約款）を用いるのが普通です。このように多数の取引が同じ内容を持っていることから、その取引から消費者に被害が発生すると、その被害も多数の消費者が同じように被ることになります。

また、消費者の取引は一般的に少額なものが多いです。もちろん不動産のように高額の商品を購入することもあります。日々の取引の大部分は数千円から数万円程度のものです。その取引がトラブルとなって契約が無効になっても、返してもらうべきお金もまた少額ということになります。

(2) 個別提訴の困難

消費者は、特定商取引法や景品表示法、割賦販売法、そして消費者契約法などの消費者法と呼ばれる法律によって、不当な取引から守られています。特に特定商取引法にはクーリング・オフなどの強力な武器がありますし、消費者契約法にも取消権や無効の規定があります。不当な取引に対しては、契約をなかつたことにして支払済みの金銭返還を求めることができます。

しかし、返してもらうお金が少額では、その権利を裁判で強制することは困難です。裁判手続は難しく、プロに依頼するには弁護士費用がかかります。そして時間もかかりますから、少額の金銭を取り立てるのに半年や1年かかることも普通です。

そのうえ、最近では事業者もプラットフォーム企業や決済事業者がいくつも関与するので、誰に何を求めたら良いのかが見えにくくなっています。さらに消費者法もどんどん複雑な内容になっていますから、消費者が自分にどういう権利があるのか、すぐにはわからないことも多くあります。

そういうわけで、個々の消費者が自分の被害を自分で回復するために、裁判を起こすのは、とても困難です。

(3) 適格消費者団体や消費者庁の権限の限界

そこで、消費者個人が提訴して被害回復をすることが難しい消費者被害につ

いて、何らかの方法で被害回復を法的に実現する仕組みが必要とされてきました。これまで、消費者の被害をなくし、消費者の権利を実現するための存在としては、強力な処分権限をもつ消費者庁と、消費者一般の利益の実現を目的に活動している適格消費者団体がありました。

しかし、消費者庁は消費者法に違反した事業者に対して是正を命じたり、事業停止を命じたり、場合によっては課徴金を取り立てたりすることはできても、個々の消費者の被害を回復させることはできません。また、適格消費者団体も、不当な取引行為の差止めを裁判で求めることはできますが、その不当な取引行為で消費者が受けた被害を回復するよう、事業者に裁判で求めることはできません。

消費者被害回復のためには、新しい仕組みが必要になったわけです。

2 法律の成り立ち

(1) 外国での解決

新しい仕組みを考えるにあたって、外国の制度が参考にされました。最も代表的なのはアメリカのクラスアクションと呼ばれる手続で、被害にあった消費者が同じような被害を受けた消費者全体の利益のために訴えを起こし、勝訴すればその全部の消費者の被害を回復することができます。しかし、その訴訟で消費者が負けてしまえば、他の消費者の権利も失われます。そこで、その訴訟に参加したくない消費者は、自分から除外の申立てをしなければなりません。このような仕組みをオプトアウト方式といいます。オプトアウトの機会を同じ被害を受けた消費者に与えるために、本来は個別に通知をしなければなりませんし、また、提訴した消費者がちゃんと訴訟追行できるかどうかを、事件ごとに裁判所が審査します。和解をするときも、改めて和解案を全部の同じ被害を受けた消費者に通知しなければなりません。そのほか、広範な証拠開示や弁護士の高額な費用、成功報酬だけの弁護士費用制度、そして懲罰賠償制度の存在など、アメリカの訴訟制度の様々な特徴を前提に、クラスアクションは活発に使われています。

他方、ヨーロッパ諸国では、非営利団体が消費者の権利の実現のために提訴することができる仕組みをとっています。その中でフランスは、日本で考えられている消費者団体による集団的消費者被害回復裁判手続を立法しようとしていました。そのほか、ブラジルでも、民間団体や行政庁が提訴して、集団的に消費者の被害回復を裁判所に求める仕組みがありました。

日本でも、このヨーロッパ諸国やブラジルなどの仕組みを参考にして法律を作ることになりました。

(2) 法律の制定と下位法令、ガイドラインの制定

法律案は、紆余曲折の末、2013（平成 25）年 12 月に国会で可決成立しました。正式名称は「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」といいます。一般に消費者裁判手続特例法、あるいは単に「特例法」と略されています。

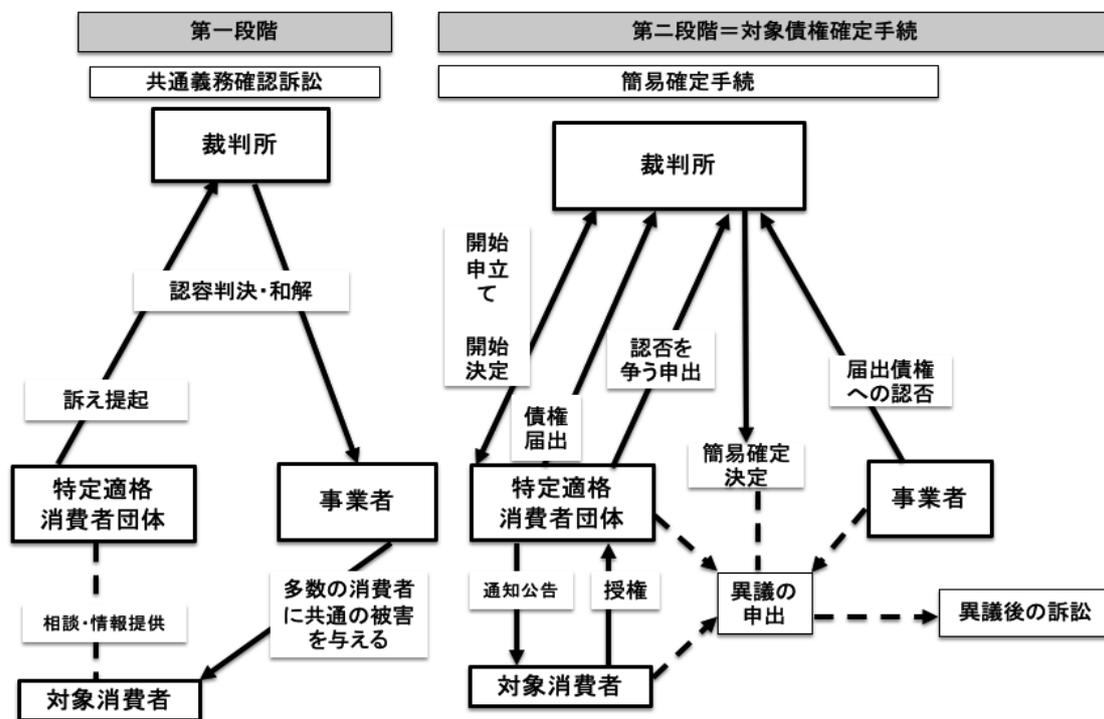
この法律の下に、適用細則を定めた下位法令として、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則」という内閣府令と、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則」という最高裁判所規則があります。

さらに、この手続の担い手として新たに特定適格消費者団体という資格が設けられて、その認定を内閣総理大臣（消費者庁長官）が行うこととされています。その認定や監督について、「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン」が定められています。

以上の下位法令が整えられて、法律が施行されたのが 2016（平成 28）年 10 月のことでした。

3 全体の概要

特例法に基づく手続は、二段階型と呼ばれています。



多数の消費者に被害が生じたという情報をキャッチした特定適格消費者団体は、まず事業者を被告として共通義務確認訴訟を提起します。これは、多数の消費者に対する共通の金銭支払義務があるという確認を求めるものです。この訴訟で確認判決やその確認をする和解などが成立して訴訟が終わると、第1段階の終了です。

次に、勝訴判決を得た特定適格消費者団体は、簡易確定手続の開始を裁判所に申し立てます。裁判所が開始決定をすると、団体は対象消費者に向けて手続の開始と授權の受付を公告し、個別に通知します。

対象消費者のうち団体に授權をした人たちの被害回復の債権は、団体がまとめて裁判所に届け出て、相手方事業者がこれに認否をします。事業者が全部認めれば、後はその債権を支払うだけですが、認めないとなると、それを団体が争う限り、裁判所が簡易確定決定を出します。これによって債権が認められれば、事業者側は支払う必要に迫られます。さらに争って異議をいうと、今度は普通の裁判で債権の存否を争う訴訟となります。

このように、とことん争われれば、複雑で長い手続になってしまいますが、多くの場合は第1段階で支払義務が認められれば、文字通り簡易な手続で被害回復が実現することが期待されているわけです。

コラム① 相談現場から！

「また、〇〇（事業者名）の相談を受けた。返金等に応じるだろうか。」と、新規の相談を受けた段階で消費生活相談員が思うときがあります。それは、特定の事業者が消費者被害を多発させ、かつ、あっせん交渉が毎回のようにならなくなる相談を受けた場合です。

たとえば、いわゆる暮らしのレスキューサービスを提供している事業者についての相談では、聴き取り内容からすると特定商取引法の訪問販売が適用になると考えてクーリング・オフが主張できるケースであっても、事業者からは、サービスは提供したのだから返金はしない（返金をしても一部の返金のみ）と強硬な主張をされることがありました。

そのような場合でも、関係法令、北海道消費生活条例を駆使しながら粘り強くあっせん交渉を繰り返しますが、事業者の対応は変わらず、あっせん不調でやむなく相談を終わらせることがありました。この他にも、インターネット通販の広告表示が問題となる定期購入契約の相談が急増し始めた当初から現在に至るまで、広告の問題点を指摘して積極的にあっせん交渉を行っていますが、返品等には応じずあっせん不調となるケースもあります。

あっせん交渉は話し合いですので、事業者からの歩み寄りがなく合意に至らなければ次の相談先のひとつとして法律相談窓口を案内することもあります。消費者トラブルは被害金額が高額ではないケースが少なくなく、個人で弁護士費用を負担することになると契約金額を上回ることもなりかねず、費用対効果を考えると返金を諦めてしまうことにもなります。

あっせん不調となった相談事案は、不調に至った経緯も含めて PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）に詳細を入力して行政措置や法改正等に活用されることにはなりますが、事業者と比べて圧倒的な格差がある消費者を支援し、実質的に公平な解決を目指して被害回復を図ることが消費生活相談窓口としての役割ですので、この役割を果たせなかったときは非常に残念に思います。

このような中、ホクネットが特定適格消費者団体に認定されたことで被害回復の受け皿が増えたことは、これからも上記のような解決困難な相談と向き合うことになる北海道の消費生活相談窓口にとって心強いです。本ガイドブックを手にとられた消費生活相談員と市町村の消費者行政担当職員の皆さんは、是非消費者裁判手続特例法の内容を把握して、相談事案によっては被害回復に至らなかった相談者にホクネットの役割を説明し、情報提供先として案内をしてはいかがでしょうか。

（消費生活相談員 諸永 裕子）

第2 特定適格消費者団体

1 特定適格消費者団体と適格消費者団体

被害回復裁判手続の原告となることができるのは特定適格消費者団体のみです。特定適格消費者団体とは、消費者契約法にもとづいて事業者に対する差止請求をすることができるのとされた適格消費者団体の中から、さらに内閣総理大臣の認定を受けた団体です。

2022（令和4）年2月現在、適格消費者団体は全国に22団体あり、そのうち、特定適格消費者団体に認定されているのは4団体です。適格消費者団体、特定適格消費者団体はそれぞれ消費者庁のウェブサイト¹で確認することができます。

	適格消費者団体	特定適格消費者団体
団体の要件	消費者契約法により認定	適格消費者団体であることが前提であり、特例法により認定
原告となることができる裁判	差止請求訴訟 例) 違法なキャンセル料を定めた契約書を使用して契約しないよう求める	被害回復裁判 例) 違法なキャンセル料の返還を求める
消費者から報酬を受けられることができるか	できない	できる

特定適格消費者団体については、認定要件や業務内容が特例法の第三章（65条から92条）に規定されています。特例法75条では、特定適格消費者団体の責務として「対象消費者の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならない」と、その行動規範が定められています。

2 認定要件

適格消費者団体も特定適格消費者団体も、消費者に代わり、事業者に対して裁判をすることができる団体ですので、不当な目的で活動したり、利用された

¹https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/



りなどしないように認定には厳格な手続が要求されます。事業者に対して差止請求を行う適格消費者団体と比して、被害回復のための金銭請求も行う特定適格消費者団体の認定要件はさらに厳しく、①適格消費者団体としての差止関係業務の経験があること、②被害回復関係業務の体制などの整備、③弁護士を含む理事会の多数決による組織の意思決定、④消費生活アドバイザーなどの専門委員の関与、⑤経理的基礎、⑥被害回復関係業務に関する報酬及び費用など、詳細かつ厳密な要件を満たしていることを審査されます。さらに、認定の有効期間は3年であり、3年ごとに認定更新をする必要があります。

3 報酬

特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行うことに関し、報酬を受けることができます（特例法 76 条）。これは、弁護士法 72 条の例外規定となり、報酬を受けることができる場面は法定されていて、その金額や算定方法、支払方法などを定めた費用・報酬規程を整備しなければなりません（特例法 65 条 4 項 6 号）。各団体が「被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用の額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を記載した書類」は、業務規程とともに、消費者庁のウェブサイトでも公表されています。

4 特定適格消費者団体の確認

被害回復関係業務の性質からすると、被害を受けた消費者から特定適格消費者団体にアプローチをするのではなく、共通義務確認訴訟を行った団体の側から消費者に連絡を取ることが想定されます。このとき、特定適格消費者団体を語った詐欺なども考えられることから、消費者のもとに届いたお知らせが、適正な団体から発出されたものかを確認するには、消費者庁のウェブサイトを利用したり、日ごろから地域の特定適格消費者団体と交流したりすることが有効です。

コラム② 被害回復の権利を目指して！

「長い道のりでした。」その一言に尽きます。ホクネットが特定適格消費者団体の認定を目指すようになったのは、2016（平成 28）年 8 月に集団的消費者被害回復検討チームを立ち上げ、最初に検討を始めたときからでした。その年は、消費者裁判手続特例法が施行され、最初に消費者機構日本（東京）が認定申請を行い、ホクネットも認定を目指して検討を始めました。

まず、業務規程の策定に向けて、定款の見直しとともにホクネットの現状に照らし合わせた規程の内容の検討。数度にわたり何度も見直しをはかったうえで、消費者庁との度重なるやり取り。認定までの間に担当する職員は 3 回も変わり、定款も 2 年続けて修正しました。

また、最大の課題は財政基盤の強化でした。2016（平成 28）年度のホクネットの正味財産は 750 万円程度でしたが、特定適格消費者団体の認定要件の一つに「経理的基礎を有すること」があり、確実に認定を受けるためには財政基盤をさらに強化する必要がありました。そのため、ホクネットは 2018（平成 30）年度、2019（令和元）年度の 2 年にわたり、特別寄付金の呼びかけを行いました。2018（平成 30）年度は 129 件で 250 万円、2019（令和元）年度は 52 件で 574 万円と、総額 824 万円もの寄付金が集まりました。

ホクネットは設立以来、決して順風満帆な道を歩んできたわけではありませぬ。しかし、苦境に陥るとどこからか支援の輪が広がるというように、様々な人々の善意に支えられ、ここまで来ることができました。それゆえ、ホクネットに与えられたミッションを果たすために、今後も一層の活動を続けていきます。

（理事・事務担当責任者 大嶋 明子）

第3 共通義務確認訴訟（第1段階）

1 対象となる事件の要件その1～本制度に適した事件であること

(1) はじめに

本制度は、多数の消費者被害が発生した場合に、まず特定適格消費者団体と事業者の間で訴訟を行い、事業者の責任を確定させ（第1段階）、次に個々の消費者の被害につき簡易迅速に審理する裁判手続を行い、対象の被害者に該当すること及び賠償等がなされるべき金額を定めるもの（第2段階）です。

そのため、対象となる事件は、以下で説明する「多数性」、「共通性」及び「支配性」の3要件を満たすことが必要とされています。

(2) 多数性の要件

多数性の要件とは、文字通り、被害者が多数の事件であるということです。何人以上を多数というのか、条文上は明記されておらず、「相当多数」とされているのみです（特例法2条4号）。消費者庁Q&A²のQ12では、制度趣旨からして個別訴訟より本制度を活用した方が審理の効率化が図られる程度の人数は必要であり、消費者被害の特徴や審理の効率性の観点から踏まえ本制度を利用するのが相当かどうかを裁判所が事案ごとに判断するものであるが、一般的な事案では数十人程度と考えられる、としています。

(3) 共通性の要件

共通性の要件とは、要は、多数の消費者の受けた被害が皆共通の性質であるということです（特例法2条4号）。たとえば、同じ原因による同じ不具合がある商品を多くの消費者が購入した場合などです。

(4) 支配性の要件

支配性の要件とは、第2段階の手続で個々の消費者の請求権を簡易迅速に判断することが困難とは認められないことです（特例法3条4項）。

たとえば、保険金不払いの事件で、Aという場合は支払対象になるのかどうか第1段階の裁判で争われ、支払対象となるかの判決がなされた後、第2段階で個々の消費者がAの場合にあたるか否かの判断と支払額が簡易迅速に判断できるケースであれば、支配性の要件を満たします。これに対し、

² 消費者庁消費者制度課「消費者裁判手続特例法 Q&A」（消費者庁ウェブサイトに掲載）。



個々の消費者がAの場合にあたるか否かや支払われるべき金額の判断には、多くの要素の検討や証人尋問が必要で、簡易迅速に判断できないようなケースでは、支配性の要件を満たさないとされます。

2 対象となる事件の要件その2～事件類型

(1) 対象となる事件（特例法3条1項）

①契約上の債務の履行請求

保険契約の定め反して支払われていない保険金の請求をする場合などです。

②不当利得にかかる請求

契約を解除した後、支払済みの代金の返還を求める場合などです。

③契約上の債務の不履行による損害賠償請求

事業者が契約を守らなかったことにより消費者に生じた損害の賠償を求める場合です。ただし、この場合、契約解除もできますので、代金の返還請求は②と重なります。他方で、(2)に述べるように、対象から除外される損害があります。

④民法上の不法行為にもとづく損害賠償請求

実態のない暗号資産の販売など詐欺的な投資被害の賠償を求める場合などが該当します。もっとも、このような場合は、不実告知等による契約解除や契約にもとづく請求も可能であることが多く、①～③と重なります。なお、対象から除外される損害があることは③と同様です。また、民法以外の特別法（製造物責任法など）にもとづく請求はできませんが、特別法が適用されるケースでも、民法の不法行為としての請求は可能です。

(2) 対象とならない事件（特例法3条2項、附則2条）

①拡大損害の請求

購入した商品の容器に不具合があり、中身が流出して家財道具に被害が生じた場合など、契約の対象物以外のものに生じた被害の賠償は、本制度では求めることができません。

②逸失利益の請求

購入した商品等が使えなかったことで、本来であれば得られた利益が得られなかった場合の賠償は、本制度では求めることができません。

③生命身体被害にかかる請求

購入した商品等の不具合により負傷した場合の治療費等、生命身体に生じた被害の賠償は、本制度では求めることができません。

④慰謝料請求

慰謝料も、本制度では求めることができません。

⑤特例法施行前の事案

特例法施行日（2016（平成 28）年 10 月 1 日）よりも前に契約した場合と、不法行為による請求で施行日よりも前に加害行為があった場合は、本制度を利用できません。

3 対象となる事件の要件その3～被告となしうる者

本制度による裁判の被告とすることができるのは、原則として、消費者契約の相手方事業者です。事業者が法人の場合、原則として代表者等の個人は被告にできません。ただし、法人格否認の法理により代表者等が事業者とみなされれば、被告にすることができます（消費者庁Q&AのQ23）。

不法行為に基づく請求の場合は、さらにその債務を履行する事業者（下請業者など）、契約締結を勧誘する事業者（保険代理店など）、勧誘させる事業者（マルチ商法の統括事業者など）、また、助長する事業者（未公開株販売において、客観的には財産的価値の乏しい自社株式を、不特定多数の消費者に高額で販売されることを知りながら、販売業者に譲渡した事業者など）も被告にすることができます（特例法3条3項2号）。

4 共通義務確認訴訟の流れ

(1) 特定適格消費者団体の事件認知と情報収集

本制度の原告は、特定適格消費者団体に限られますので、まずは団体が本制度に適した事件が発生していることを認知するところから始まります。消費者からの直接の通報のほか、行政からの情報提供や、報道により認知することも考えられますが、訴訟の主張立証のためには具体的なケースの把握と証拠収集は不可欠ですので、いずれにせよ、団体と複数の消費者との直接的接触が必要となります。

団体の情報収集手段として、特例法91条は、国民生活センター及び地方公共団体が内閣府令の定めるところにより、苦情相談の情報を提供できるとしています。したがって、相談窓口の情報を、団体に提供することにより、共通義務確認訴訟の提訴及び追行に役立てることが期待されます。

(2) 仮差押え

本制度における保全手続としては、共通義務確認訴訟の前に行う仮差押えがあります。本制度は通常の訴訟と比べて、短期間で手続が進行することが予定

されていますが、それでもその間に事業者の財産が散逸する可能性があります。

このため、特例法では、共通義務確認訴訟の前に、金銭支払いの引き当てとなる事業者財産を、共通義務確認訴訟を提起する特定適格消費者団体が仮差押えする制度を設けています（特例法 56 条）。

これにより、被害者たる消費者が現実的に支払いを受けられるように、手当てがなされています。

なお、仮差押えにはそれなりの額の担保金を法務局に供託することが必要ですが、ほとんどの特定適格消費者団体にとっては多額の担保金の用意は困難です。そのため、国民生活センターが団体に代わって担保金を提供する制度が設けられています。

(3) 提訴

特定適格消費者団体内の検討を経て、提訴すべき事件であると団体が決定した場合、提訴に至ります。管轄裁判所は、被告事業者の住所地、対象消費者の住所地等の地方裁判所となります（特例法 6 条）。

なお、関連する個別訴訟がある場合、共通義務確認訴訟の提訴を受けて当該個別訴訟の審理が中止される場合があります（特例法 62 条）。

(4) 審理

審理内容・方法は、通常の民事訴訟と変わるところはありません。もともと、共通義務確認訴訟の性質上、消費者の個別的事情は審理対象とはなりません。

(5) 和解等

共通義務確認訴訟においても、通常の訴訟同様、和解、原告団体による訴えの取下げや請求の放棄、被告事業者による請求の認諾により訴訟が終結することがあります。

和解については、共通義務の存否について和解をすることができる旨が特例法に定められています（特例法 10 条）。共通義務の存在を認める和解がなされた場合、原告団体勝訴の判決の場合と同様に第 2 段階に進むこととなります。それ以外の和解ができるかどうかについて明確な規定はありませんが、たとえば、共通義務を認めない代わりに原告団体に解決金を支払うというような和解はできないと考えられます。

(6) 判決

原告団体勝訴の判決が確定すると、当該団体の申立てにより、第 2 段階の個別債権確定手続に進みます。

判決の効力は、原告団体と被告事業者との間はもちろんとして、他の特定適格消費者団体にも及びます。したがって、原告団体敗訴の判決が確定した場合、他の団体が別訴で再チャレンジすることはできません。

対象消費者については、第2段階で当該団体に授権した者に限り効力が及びます。したがって、原告団体敗訴の判決が確定した場合、第2段階の手続は開始されませんので、対象消費者に敗訴判決の効力が及ぶことはなく、対象消費者は別途、個別訴訟を提起することができます。

コラム③ これまでの「弁護団」とはどう違うの？

一つの事案に複数の弁護士や司法書士が共同して取り組む場合、その人たちのことを「弁護団」と呼んでいます。民事事件の代理人ばかりではなく、刑事事件の弁護人の場合もあり、1人の被害者や被告人のために「弁護団」が結成されることもあります。もちろん、ある事業者が多数の消費者に同じような被害を与えた事案において、「弁護団」が被害救済に取り組むこともあります。

多数の消費者が被害を受けた事案の場合、「弁護団」は、個々の消費者から依頼を受けてその被害回復のために活動するのであり、費用の金額や支払方法も弁護団と消費者との間の契約によって決まります。最初の依頼時に一定の費用の支払いが必要であることが普通でしょうし、裁判になる前に話し合いで解決した場合でも、弁護団が消費者の依頼を受けて活動した結果ですので成功報酬金を支払うことになるのが通常です。

他方、特定適格消費者団体が行う被害回復裁判手続では、事業者に対象消費者への支払義務があるかどうかを決める共通義務確認訴訟（第1段階）は、消費者からの依頼を受けずに行いますので、消費者がその段階で費用を支払うことはありません。共通義務確認訴訟の結果が出る前に、事業者が自主的に消費者にお金を支払うといったことも考えられますが、その場合、消費者は何ら費用を負担せずに被害を回復することができますので、消費者にとってはこれが最もよい解決パターンといえるかも知れません。

そして、共通義務確認訴訟が終わって個々の消費者の債権額を決める個別債権確定手続（第2段階）が開始されてから、消費者は、特定適格消費者団体に費用を支払って手続に参加することになりますので、事業者の責任が否定される形での敗訴のリスクは避けることができます（簡易確定手続において自分の債権が認められないとか、事業者に財産がないために債権を回収できないというリスクはありますので、そうしたリスクを考えたらうで参加を決めることは必要です。）。

とはいえ、本文で述べたように（→第3）、現在は被害回復裁判手続の対象となる請求や損害が限られていますし、特定適格消費者団体の数や資金面などから取り組める件数には限りがありますので、「弁護団」による被害救済の取り組みも続けられていくことでしょう。同じような意味で、消費者行政のあっせん等による被害回復についても、その必要性や重要性は変わらないはずです。一口に多数消費者の集団的被害と言っても、色々なものがありますので、それぞれの事案に適した救済方法が提供されるようになっていくとよいと思います。

（弁護士 道尻 豊）

第4 個別債権確定手続（第2段階）

1 概要

個別債権確定手続（第2段階）は、共通義務確認訴訟（第1段階）で確定された事業者の責任（支払義務）を前提に、個別の対象消費者に生じた債権の存否やその内容を、裁判所の手続として簡易迅速に確定するものです（特例法2条1項7号）。

この手続は、大きく以下の3つの段階に分けて進みます。

まず第1に、共通義務確認訴訟において和解し、又は勝訴判決を得た特定適格消費者団体が、裁判所に簡易確定手続の申立てと、対象消費者に通知・公告を行います。

第2に、同団体の通知、公告等によって自身が簡易確定手続の対象消費者であると知った人たちが、同団体に自身の対象債権に関する届出等や金銭の支払いを受ける手続の委託（「授権」といいます。）をします。

第3に、同団体が、対象消費者を代理して、裁判所に債権届出に始まる手続を行い、事業者の認否やこれについての対応を経て金銭の受領と分配の手続を行います。

以下、この3つの段階に沿って手続を説明します。

なお、第3の段階で債権があると認められなかった場合には、異議後の訴訟という手続があり、これについては最後に説明します。

2 基本的な手続の流れ

(1) 簡易確定手続の申立てと通知・公告

共通義務確認訴訟において、特定適格消費者団体と事業者の間で和解が成立した場合、又は、判決がなされてこれが確定した場合、1ヶ月以内に原則として共通義務確認訴訟をした同団体が、これを審理して判決をした裁判所に簡易確定手続の申立てを行います（特例法12条以下）。

申立てを受けた裁判所は、簡易確定手続開始の決定を行い、同団体が債権届出をすべき期間や相手方事業者が認否をすべき期間を定めます（特例法21条）。

これを受けて、申立てを行った同団体は、自らのウェブサイトにも公告を出し、また、直接確認をしている対象消費者や、相手方事業者からの開示、裁判所の情報開示命令などによって得た顧客情報等を元に判明した対象消費者に対し、共通義務確認訴訟の結果や、簡易確定手続において同団体に授権する方法など

の情報を通知します（特例法 25 条以下）。

特例法は、このほかに、事業者自身が同団体の求めに応じて簡易確定手続開始の決定があったことなどを公表しなければならないことを定めています（特例法 27 条）。

(2) 授権

ア 被害を受けた消費者は、通知、公告等によって、自身が簡易確定手続の対象債権者になったとわかれば、その申立てをした特定適格消費者団体にアクセスすることになります。

その後、対象債権者と同団体の間で、簡易確定手続の委託をする授権契約が締結されることとなります（特例法 31 条以下）。

対象債権者が同団体に授権契約によって委ねる権限は、①対象債権者の債権届出（特例法 30 条）とその変更（特例法 39 条）や、②届出債権に関する事業者の認否を争う申出（特例法 43 条 1 項）、③金銭の受領と分配などです。

また、授権契約においては、本手続において対象消費者が手続費用や報酬として同団体に支払う金銭の額等も明示することが求められています。

イ 授権に際して、特定適格消費者団体は手続の概要等を、書面を交付するか、電磁的記録を提供して説明しなければならないとされており、各地に散在する多数の対象消費者との間で、しかも短期間にこれを行う必要がありますので、対面のほか、電話やインターネット等を介した音声の送受信による通話や説明会などの説明方法も予定されています（特例法 32 条、施行規則 6 条）。

ウ 対象消費者からの授権を得ることができるのは、原則として簡易確定手続を申し立てた特定適格消費者団体のみであり、他の団体や弁護士等が本手続を行うことはできません。このため、特定適格消費者団体が授権を拒絶できる場合は「やむを得ない理由があるとき」に限られており（特例法 33 条）、各特定適格消費者団体は授権契約を拒絶することができる場合を自らの業務規程に明記しています。

エ 簡易確定手続開始決定がなされてから、その申立てをした特定適格消費者団体が債権届出をするまでの期間は、簡易確定手続開始決定と同時に裁判所が決定します。対象消費者は同団体に授権をしなければ本手続に参加できませんので、債権届出期間を前提にして同団体が定める期限までに授権をする必要があります。また、授権に際しては同団体の求める一定の資料の提出を要することがありますので、これらの準備に必要な時間を踏まえて、対象消費者としては授権するか否かの判断を行う必要があります。

オ もっとも、対象消費者が特定適格消費者団体に簡易確定手続の授権をしなかった場合に、当該対象消費者が通常の裁判手続によって事業者に対し単独又

は集団で請求することは妨げられません（いわゆるオプトイン方式）。

一方で、対象消費者が同じ債権について既に別の訴訟で請求中の場合、本手続においてその債権の届出をすることはできません（特例法 30 条 4 項）。これは、同一の係争物について、異なる判断がなされないための措置です。ただし、別の訴訟を取り下げたうえで、授権・債権届出を行えばこの限りではありません。対象消費者としては、従前の訴訟の進行の程度や勝訴の見込み、かかる費用などを検討して、どちらの手続によるかを判断することになります。

(3) 簡易確定手続・回収・分配

ア 第 2 の段階で対象債権者から授権を得た特定適格消費者団体は、対象債権者から授権された権限の行使として、まず債権届出を裁判所に対して行います（特例法 30 条）。

この債権届出を記載した届出書が裁判所から相手方事業者に送達され（特例法 35 条）、事業者は届出債権の内容について認めるかどうかの認否を行います。事業者が届出債権の内容の全部を認めたときは、その内容で確定します（特例法 42 条）。

否認された債権に関しては、同団体が認否を争う旨の申出をすることができ（特例法 43 条）、その申出が適法なものであれば、裁判所において簡易確定決定による判断がなされます（特例法 44 条）。

他方、適法な認否を争う旨の申出がないときは、届出債権の内容は、事業者の認否の内容で確定します（特例法 47 条）。

イ 簡易確定決定に対しては、同団体、相手方事業者及び届出をした対象消費者のいずれもが 1 ヶ月以内に異議を述べることができます（特例法 46 条 1 項及び 2 項。適法な異議がなされた場合の取扱いについては後述。）。

適法な異議がないときは、簡易確定決定の通りに届出債権の内容が確定します（特例法 46 条 6 項）。

ウ 届出債権が確定すると、相手方事業者は特定適格消費者団体にその金額を支払い、同団体は自らの業務規程の手続に従って、支払金から授権契約に定めた費用・報酬を控除した残額を対象消費者に分配します。

3 異議後の訴訟

ア 簡易確定決定に対して適法な異議の申立てがあった場合、簡易確定決定は仮執行の宣言を付したものを除いて効力を失い、異議後の訴訟に移行します。

イ 簡易確定手続に対して適法な異議の申立てがあったときは、その債権届出の時に、債権届出をした団体（届出消費者が異議の申立てをしたときは、その

届出債権者)を原告として、簡易確定決定をした裁判所に訴えの提起があったものとみなされますので、改めて訴訟の提起をする必要はありません(特例法52条1項)。

ウ 異議後の訴訟は、簡易確定手続とは別の訴訟手続ですので、その債権届出をした団体に授權をする場合には、簡易確定手続の授權とは別の授權が必要となります(特例法53条)。もっとも、簡易確定手続の授權と同時に、異議後の訴訟についても同団体との授權契約をあらかじめ締結しておくことは可能であり、各特定適格消費者団体ではそうした授權契約の締結を予定しているところもあります。

なお、届出債権者が、別の代理人に委任したいと考えた場合には、授權契約を締結していてもこれを解除し、別の代理人を選任して訴訟を行うこともできます。

エ 異議後の訴訟では、届出債権の請求内容が改めて判断されることとなり、その判決の確定をもって、届出債権の内容が最終的に確定します。

コラム④ 消費者が負担する費用はいくら？

本制度において消費者が負担する費用は、どれくらいなのでしょう。

事業者に対象消費者への支払義務があるかどうかを決める共通義務確認訴訟（第1段階）は、特定適格消費者団体が消費者からの依頼を受けずに行いますので、消費者がこの段階で費用を支払う必要はありません。共通義務確認訴訟で事業者の支払義務が確認されると、個々の消費者の債権額を決める簡易確定手続（第2段階）が開始されますので、参加を希望する消費者の方には、特定適格消費者団体に「授権時支払金」を支払って自分の債権の届出を依頼していただくことになります。また、その債権届出が認められ、事業者からお金が回収できた場合は、回収金額に応じて「被害回復時報酬金」というものを支払っていただくことになります。

「授権時支払金」は、共通義務確認訴訟に要した費用、簡易確定手続や債権届出に関する費用などを想定参加者数で頭割りした金額に、債権届出に要する印紙代を加えるなどして計算することになっています。たとえば、ホクネットが以前に行ったシミュレーションでは、消費者1人当たりの請求額20万円、授権する消費者数100名という設定で、「授権時支払金」は1人4万円（消費税別）としています。20万円の被害について4万円という金額は、決して少なくありませんが、個人で訴訟を起こす場合の費用と比べるとハードルは低いでしょう。

「被害回復時報酬金」については、回収金額に対するパーセンテージで金額が決まっています。ホクネットが定めている基準では、次のようになっています（対象消費者1000人以下の場合。消費税別）。

- 10万円以下の部分は30%
- 10万円を超え50万円以下の部分は20%
- 50万円を超えて100万円以下の部分は15%
- 100万円を超える部分は10%

仮に20万円を回収することができたとしますと、 $10万円 \times 30\% + 10万円 \times 20\% = 5万円$ （消費税別）ということになります。この金額については、あくまでも相手方事業者より回収することできたお金の中から差し引く形でお支払いいただきますので、消費者が自分で用意する必要はありません。

このほかにも、消費者が異議後の訴訟、民事執行、証拠保全などの特別な手続を特定適格消費者団体に依頼されたときには、それぞれについて定められた費用をお支払いいただく場合があります。

（弁護士 道尻 豊）

第5 仮想事例によるシミュレーション

1 仮想事例

本項では、次の仮想事例をもとに、本制度の手続をシミュレーションします。また、本制度に関する消費生活相談の現場でのポイントも整理します。

なお、以下はあくまでもシミュレーションです。実際に行われる手続では事案に応じてシミュレーションと異なる場合があるので、ご注意ください。

Y（北海道内で複数の英会話教室を展開している株式会社）は、11月1日以降、『クリスマスキャンペーン』として、12月10日からの1か月間、「〇円でいつでも好きなときに人気講師の指導を受講できます！！」と記載されたチラシをA市内の住民に配布して新規受講キャンペーンを行った。

英会話に興味を持っていた消費者Xは、自宅に投函されたチラシを持ってA市内のYの教室にキャンペーンの説明を聞きに行った。Xは、Yの社員に会議室へ案内され、1時間以上にわたって説明を聞かされたうえ、Xが「もう時間がないので…」と言っても帰してくれなかった。Xは、やむなく、キャンペーンの受講申込書に署名して帰宅し、もう申し込んでしまったので受講料〇円も振り込んだ。

Xは、12月10日、いざ受講しようとして教室に行ったところ、クリスマスキャンペーン用に決められた講師の指導しか受けることはできないと言われ、しかも指導時間も事前予約制となっていた。Xが予約しようとしても予約枠がいっぱいで、結局、期間内に一度も受講できなかった。

Xは、A市の消費生活センターに電話し、Yから返金してもらえないだろうかと相談員に相談した。

（後藤健ほか「共通義務確認訴訟と異議後の訴訟について」判例タイムズ1429号5頁以下のサンプル事例第2の内容を、本冊子向けに変更を加えた。）

2 消費生活相談から本制度へ

仮想事例に関する相談が寄せられた場合、消費生活相談員の皆さんは、消費者Xに対して必要な助言を行うほか、あっせんに入って事業者Yに返金を促すことが考えられます。ただ、事業者Yがあっせんに応じない、応じたとしても返金を拒否されることもあります。幸いにして消費者Xに返金されたとしても、事業者Yが少なくともA市内にチラシを配布しているのであればA市内、さらにチラシの配布範囲によってはA市内以外の道内の教室でも消費者Xの被害と同様の被害が広がっている可能性もあります。このような消費者の集団的

な財産的損害の回復には、本制度による被害回復手続が有効です。

本制度では、特定適格消費者団体が（→第2）、相当多数の消費者に共通した財産的被害を回復するため、消費者に代わって共通義務確認訴訟を提起し（→第3）、消費者から授権を受け簡易確定手続を通じて（→第4）、消費者の財産的被害の回復を図ります。本制度により、センターに相談した消費者Xへの返金だけではなく、センターに相談していない消費者の財産的被害の回復もできる可能性があります。

【消費生活相談現場での本制度のポイント】

消費生活相談を受けた消費者だけではなく潜在化している消費者被害の回復のためにも、消費生活相談の現場で、消費者に対して特定適格消費者団体への情報提供を促していただくことが重要です。自治体によっては消費生活相談員の皆さんから直接、特定適格消費者団体に情報提供いただくことも考えられます。特定適格消費者団体も情報収集していますが、消費生活相談現場と特定適格消費者団体がつながることで、本制度がより実効性を持ちます。

3 特定適格消費者団体への情報提供にあたっての留意点

消費者に特定適格消費者団体への情報提供を促す際に、相談の内容からそもそも本制度が利用できない場合などに留意が必要です。

特に留意していただきたいのは「施行前事案」です。特例法は附則2条により、施行日である2016（平成28）年10月1日前に締結された消費者契約に関する請求や同日前に行われた加害行為に係る請求を対象外としています。施行前事案は、特定適格消費者団体では扱うことができず、国民生活センターのADR等での解決が予定されています。

また、たとえば、消費者Xが慰謝料も請求したいとしても、本制度では慰謝料は対象外です（→第3。今後の改正動向は第7）。また、事業者Yは退去妨害（消費者契約法4条3項2号）を行った可能性があります。消費者X以外の相当多数の消費者に対しても共通して退去妨害を行っていないければ、退去妨害の取消しを理由として本制度を利用はすることはできません（→第3）。このような場合に消費者に対して特定適格消費者団体への情報提供を促すと、消費者に誤った期待を持たせてしまうおそれもあります。

【消費生活相談現場での本制度のポイント】

消費者への情報提供に先立って、本冊子を活用して本制度の概要を確認しましょう。不明点は特定適格消費者団体まで問い合せてください。

4 基本型（仮差押命令を行わない場合）

(1) 特定適格消費者団体の調査・検討

特定適格消費者団体は、消費者Xなどから寄せられた消費者被害情報などから、調査及び検討を開始します。なお、特定適格消費者団体では、消費者Xが情報提供者と特定されないように配慮しています（特例法79条）。

消費者Xの被害内容を整理すると、消費者Xは、事業者Yから、（2016（平成28）年ではないある年の）12月10日からの1か月間、消費者が自由に日時や講師を選択して受講できるとするキャンペーンの勧誘を受けて、11月1日頃、当該キャンペーンの英会話指導の受講契約を締結したところ、実際には消費者が日時や講師を選択できなかったというものです。

消費者Xと事業者Yの英会話教室の受講契約は、民法96条の詐欺取消し、消費者契約法4条1項1号の不実告知による取消し、特定商取引法49条の2の特定継続的役務提供の不実告知による取消しの対象となり得ます。それらの取消しの結果、不当利得の請求権が発生する可能性があります（請求対象の権利→**第3**）。事業者Yが配布したチラシの内容と実際のキャンペーンの内容が異なるという点で、消費者に共通した事実関係及び法律構成での金銭的被害が生じている可能性があります（共通性の要件→**第3**）。また、少なくともA市内の相当多数の消費者に対してチラシが配布されており、数十人を超える消費者が被害を受けた可能性があります（多数性の要件→**第3**）。ただし、事業者Yは道内に複数の英会話教室を有しており、消費者被害がA市内限定か道内に広がるのか、被害地域の調査が必要です。そして、後記の簡易確定手続において、チラシ、契約書面や受講料の支払いを示す振込票や通帳などにより、消費者の損害額や因果関係を立証することができます（支配性の要件→**第3**）。

なお、消費者Xは、事業者Yの勧誘時に会議室から退去できず、消費者契約法4条3項2号に定める退去妨害による取消しも可能と考えられますが、退去妨害にあったのは消費者Xだけなのか、事業者Yが同様の手法で相当多数の消費者に同様の被害を生じさせているのか、さらなる調査が必要です。

そこで、特定適格消費者団体では、消費者の協力を得て被害内容を聴取し、実際に配布されたチラシや受講契約の契約書面等の証拠を集めます。場合によっては、事業者Yに関する特設の通報ダイヤルを行うこともあります。また、調査のため関係機関への照会を行うこともあります。法律構成に関しては、裁判例や学説を調査して検討を行います。

特に、特定適格消費者団体は、事業者Yに関し、国民生活センターや各地の消費生活センターに対してPIO-NET情報の照会を行います。共通性や多数性の要件の立証にあたっては（→**第3**）、PIO-NET情報で同様の被害が生じていることをもって立証します。

【消費生活相談現場での本制度のポイント】

消費生活相談員の皆さんが PIO-NET に相談内容を詳細に記録することが、相談者以外の多数の相談者の救済につながります。消費生活相談員の皆さんの PIO-NET への記録が重要です。

(2) 特定適格消費者団体による申入れ

特定適格消費者団体は、調査や検討の結果、仮想事例が共通義務確認訴訟の訴訟要件（→第3）を充たしており、集団的被害回復を求めるべき事案であると判断した場合、事業者Yに対して、共通義務確認訴訟の提訴前に自主的に返金を行うように申し入れます。

特例法の条文には提訴前の申入れの制度はないものの、訴訟ではなく申入れによって早期に自主的に解決されるのが消費者にとって望ましいことから、申入れを先行させることが想定されています（→申入れによる被害回復例については第6）。事業者Yが自主的に返金に応じた場合、特定適格消費者団体は、事業者Yの返金額や返金方法等を確認し、一定の被害回復を達成できたと判断した場合、共通義務確認訴訟を提訴することなく申入れ活動を終了します。特定適格消費者団体による申入れ活動の概要は団体のウェブサイトなどで公表します（特例法 82 条）。

【消費生活相談現場での本制度のポイント】

消費生活相談現場での対応には、特定適格消費者団体の事業者に対する申入れ内容やその経過を知っておくと役に立ちます。団体のウェブサイトを日頃からチェックしてください。

(3) 共通義務確認訴訟の提訴

事業者Yが特定適格消費者団体の申入れに応じない場合、団体は、事業者Yに対して、共通義務確認訴訟を提訴し（→第3）、地方裁判所において審理が行われます。この共通義務確認訴訟は、特定の消費者からの授権によるものではなく団体として行うもので、裁判所に納付する印紙等の費用も団体で支出します。共通義務確認訴訟の経過は、逐一、団体のウェブサイトなどで公表されます（特例法 82 条）。

共通義務確認訴訟の審理の結果、和解や判決がなされます（→第3）。この判決等では、簡易確定手続で届出が可能になる債権（対象債権）や届出ができる消費者（対象消費者）が明示されます。たとえば、対象債権が「事業者Yの対象消費者に対するクリスマスキャンペーンに係る受講契約に基づき支払われた受講料相当額の不当利得返還義務及びその遅延損害金」と決まると、クリスマスキャンペーンの受講料とその遅延損害金が返金対象であることがわかりま

す。クリスマスキャンペーン時にこれと合わせて、キャンペーン以外の通常の英会話教室にも入会した消費者の入会金は返金されません。また、対象消費者を「被告（事業者Y）との間で、○年11月10日から12月○日までの間、A市内及びB市内（注：B市内でもA市内と同じチラシが配布されたとします。）の教室において、別紙チラシの交付による勧誘を受けてクリスマスキャンペーンの受講契約を締結し、同契約に基づき受講料○円を支払った消費者」などとされると、チラシをもらってクリスマスキャンペーンの受講契約の申込みをした消費者が簡易確定手続に進むことができ、A市内やB市内の教室以外で申込みをした消費者は対象外になります。通年の英会話教室の受講契約分も対象外です。

共通義務確認訴訟の判決等の結果、対象外となった消費者であっても、事業者Yに対して共通義務確認訴訟とは別に不当利得返還請求訴訟等を提訴することは可能です。また、特例法で除外された損害（→第3）や時効が問題になる場合にも、共通義務確認訴訟とは関係なく訴訟を提訴することが可能です。共通義務確認訴訟で消費者に有利な内容の判決等があれば、消費者の皆さんが特定適格消費者団体の獲得した判決等を活用することも考えられます。

【消費生活相談現場での本制度のポイント】

消費生活相談で、共通義務確認訴訟のことを知らずに事業者Yに関する相談があったり、共通義務確認訴訟の内容等に関する問い合わせがあったりすることも考えられます。また、共通義務確認訴訟の判決等の結果は、助言やあつせんで消費者に有利に活用できる場合があります。消費生活相談の現場でも、特定適格消費者団体のウェブサイトをチェックするようにしてください。

(4) 簡易確定手続の開始

特定適格消費者団体が事業者Yに対して共通義務確認訴訟で勝訴すると、団体は、判決確定日から1ヶ月以内に簡易確定手続（→第4）の開始申立てを行い、裁判所が簡易確定手続開始決定を行い、簡易確定手続が始まります。

特定適格消費者団体は、知っている対象消費者に対して通知を行うほか、官報やウェブサイトなどで公告をします。ここで重要なことは、直接、情報提供をするなどして当該団体に対象消費者と認識されている消費者（例えば消費者X）には、当該団体から個別に簡易確定手続の連絡がありますが、そうではない消費者に対しては当該団体のウェブサイトなどで広報されるものの、直接、個別には連絡がいかないということです。

特定適格消費者団体では、事業者Yに対して、事業者Yが持っているはずの受講生の情報を開示するよう求め、開示されない場合には裁判所に対して情報開示命令を申し立てます（→第4）。しかし、事業者が顧客情報を廃棄するな

どして情報が開示されないこともあります。

【消費生活相談現場での本制度のポイント】

簡易確定手続では、債権届出期間が定められており、その債権届出期間までに特定適格消費者団体を通じて債権届出をしなければ被害回復を受けられません（特例法 21 条）。簡易確定手続が開始された場合、団体でも積極的に広報しますが、消費生活相談の現場でも周知をしてください。

(5) 消費者の特定適格消費者団体への授権と債権届出

簡易確定手続開始決定があると、消費者は、特定適格消費者団体（簡易確定手続の場面では簡易確定手続申立団体と呼ばれます。）を通じて、債権届出を行います。消費者は団体を通さずに債権届出をすることはできません。

特定適格消費者団体では、前記(4)の通知や説明会の開催などを通じて簡易確定手続の開始を周知したうえで、消費者に対して重要事項の説明を行い、消費者との間で債権届出等の授権契約を締結します。なお、授権契約にあたって、消費者から団体に対して授権時支払金の支払いが必要です。

消費者から授権を受けた特定適格消費者団体は、債権届出期間内に、裁判所に対して債権届出を行います。債権届出に対して事業者Yがその内容を認めると債権が確定します。他方で、事業者Yが否認する（争う）と債権が確定せず、さらに団体も事業者Yに対して争うと表明すると、裁判所が決定することになります。この裁判所の決定は、簡易迅速にできるように、書面等の証拠だけから判断します。そのため、債権届出の授権の段階から、団体では、争いになった場合に備えて、受講料の振込票や通帳の写しなどの証拠を確認します。

裁判所は、争いのある消費者の債権について、証拠を調べて簡易確定決定を行います。簡易確定決定に不服のある特定適格消費者団体又は事業者は、異議を申し立てて異議後の訴訟と呼ばれる通常の民事訴訟に移行します。

債権の届出から異議後の訴訟にあたって、特定適格消費者団体では、授権した消費者（届出消費者と呼ばれます。）の意思を確認しながら行います。

【消費生活相談現場での本制度のポイント】

簡易確定手続が始まった後、対象消費者になりうる可能性のある消費者から相談があった場合、特定適格消費者団体への連絡やウェブサイトの確認等を促してください。また、授権を希望する消費者は証拠を確保しておく必要があります。なお、消費生活相談でも証拠を廃棄しないように伝えておく必要があります。なお、授権契約書の書式や授権時支払金の算定方法は、団体のウェブサイトで常時、公開されており、誰でも見ることができます。

(6) 事業者からの支払いと特定適格消費者団体による強制執行

簡易確定手続を通じて消費者の債権が確定すると、事業者Yから特定適格消費者団体を通じて消費者への支払いが行われます。ただ、事業者Yが支払いに応じない場合もあり得ます。この場合、団体は事業者Yに対して強制執行を行います。強制執行の結果、各消費者の債権額を合計に満たない金銭しか回収できなかった場合には、各消費者の債権額に応じて配当を行います。

以上を通じて、事業者から支払われた金銭については、特定適格消費者団体の被害回復報酬金が控除されます。被害回復報酬金の算定方法は、団体のウェブサイトですべて常時、公開されていて、誰でも見ることができます。

【消費生活相談現場での本制度のポイント】

消費者への情報提供にあたっては、本制度によっても、消費者の財産的被害の全額を回収できない場合があることに留意してください。

5 スピード重視型（仮差押命令を行う場合）

前記4が基本型ともいうべき本制度の基本的な流れです。ただ、基本型と内容は変わらないのですが、スピード感が異なる流れもあります。

特定適格消費者団体が消費者被害情報に接した段階で、たとえば事業者の資産が散逸してしまうことが予想され、また各種の証拠から事業者の預金口座などの資産が判明しているという場合、事業者に対する申入れ等を行うことなく、いきなり裁判所を通じて事業者の財産を保全（仮差押命令）してしまい、その後、共通義務確認訴訟を提起して、本制度の手続に入ります。

この保全手続を行っても事業者が破産手続開始決定を受けてしまうと意味がなくなってしまうのですが、資産の散逸のおそれがある事業者に対して一定の実効性が期待されています。近時、仮差押命令によって一定額を回収できた事案も公表されています（→第6の「違法な給与ファクタリングに関する損害賠償請求」の事案）。

6 本項のまとめ

消費生活相談の現場で記録されたPIO-NET情報や消費生活相談員の皆さんの消費者に対する情報提供によって本制度を利用した被害回復が実現できるかどうかが決まるといっても過言ではありません。ぜひ、以上のポイントを理解いただければ幸いです。

コラム⑤ 本制度の有効性と解決までの期間は？

本制度により、消費者に対してどの程度、返金が行なわれるのか、また解決までにどのくらいの期間を要するのでしょうか？

本制度の施行から6年が経過しようとしています。特定適格消費者団体が事業者に対して申入れを行い、当該事業者から自主的に返金が行なわれた事案では、消費者に対する一定程度の返金の実現しています。また、共通義務確認訴訟が提訴された事案のうち一つの事業者事案では、共通義務確認訴訟の段階で受験に要した旅費や宿泊費は対象債権として認められなかったものの、認められた債権については事業者から全額の支払いがされています。このような事案では本制度の有効性が明らかになったと思われま

す。仮差押命令の申立てがあった事案では、当該対象の事業者の預金口座に対する仮差押を行って約190万円を保全したところ、埼玉消費者被害をなくす会のホームページによれば23名の消費者（被害総額約1860万円）が同会を通じて債権届出を行ったとされています。なお、当該事業者の事案では、埼玉消費者被害をなくす会以外にも複数の消費者が仮差押を行っていたとのこと。この種の事案では、本制度が始まる前には財産的被害を回復できない場合が多かったことを考えると、本制度にはやはり一定の有効性があるものと思われま

す。解決までの期間ですが、事案によるため、何とも言うことができません。一般的には、基本型の場合（→第5）で一定規模の事業者を相手方とする場合には、慎重な調査や検討に時間を要することが見込まれます。他方でスピード重視型の場合には、早期の進行になることが見込まれます。

ちなみに本制度の第1号事案（→第6）では、共通義務確認訴訟の提訴から判決まで約1年4ヶ月、簡易確定手続から配当まで約1年半でした。ただし、消費者機構日本の提訴に先立って、第三者委員会による調査が行われ、その調査結果を踏まえて提訴されています。第三者委員会による調査がなければ、もっと調査には時間を要したと思われま

す。他方で、当該事案では、本制度の手続期間中に新型コロナウイルス感染拡大があり、そのために手続に時間を要したことも考慮する必要があります。

今後、本制度の案件数が増えていくことで運用も安定していくことと思われま

すが、それでも本制度は一定の時間を要する手続であると思われま

（弁護士 原 琢磨）

第6 これまでの適用事例

1 はじめに

2016（平成28）年10月1日の特例法の施行から、2021（令和3）年12月末までに全国で起こされた共通義務確認訴訟は、以下の①ないし④の4件です。以下ではそれぞれの事例を紹介します。

- ①大学入試における不合理な得点調整に関する損害賠償請求
（相手方事業者：学校法人東京医科大学）
- ②大学入試における不合理な得点調整に関する損害賠償請求
（相手方事業者：学校法人順天堂大学）
- ③情報商材に関する損害賠償請求
（相手方事業者：株式会社ONE MESSAGE等）
- ④違法な給与ファクタリングに関する損害賠償請求
（相手方事業者：株式会社ZERUTA）

2 大学入試における不合理な得点調整に関する損害賠償請求（事例①、②）

(1) 事案の概要

2017（平成29）年及び2018（平成30）年の大学入学試験において、2つの大学（東京医科大学及び順天堂大学）は、受験生に事前に説明することなく、受験生のうち浪人生や女性等に対して不利益に扱う判定基準を用いていました。

そのため、消費者機構日本は、上記各大学には、これらの試験で不利益に扱われた受験者（合格した者は除く）に対し、不法行為に基づき、入学検定料（及び受験料送料等）、受験に要した旅費宿泊費等を支払う義務があることの確認を求める訴訟を起こしました。

(2) 共通義務確認訴訟（第1段階）

東京地方裁判所の判決³は、いずれの大学においても、事前に受験生に説明せずに、性別や年齢といった属性による不利益な取扱いを行ったことが不法行為にあたりと判断しました。

そして、入学検定料（及び受験料送料等）については、上記の不法行為と因果関係のある損害であると認められました。

³ 東京医科大学につき東京地方裁判所令和2年3月6日判決、順天堂大学につき東京地方裁判所令和3年9月17日判決。

他方で、受験に要した旅費宿泊費については、2段階目の簡易確定手続において内容を適切かつ迅速に判断することは困難であり、支配性の要件を満たさないとして本制度の対象債権とは認められませんでした⁴。

(3) 個別債権確定手続（第2段階）

ア 事例①（東京医科大学）

2020（令和2）年4月17日、消費者機構日本は、簡易確定手続開始の申立てを行いました。その後、授権して手続に参加する人の募集を行ったうえで、同年11月5日に、債権届出を行いました。

そして、2021（令和3）年1月22日、事業者から、届出債権についての認否が行われ、出願の事実を確認できない人の債権を否認するとともに、報酬及び費用の金額の水準が争われました。

同年2月22日に、消費者機構日本は、事業者の認否に対し、出願した事実があるので争う、請求した報酬及び費用は全額認められるべき損害であるとして争う、という申出をしました。

その後、事業者の間で和解の協議が行われ、同年7月27日、和解が成立しました（対象消費者558人につき、和解及び認否を争わなかったことにより確定した対象債権についての回収総額は、費用・報酬相当額を含めて約6835万円）。

そして、和解に基づいて事業者から支払われた金銭につき、各人への分配金の引渡しが行われ、終了しています。

イ 事例②（順天堂大学）

2021（令和3）年10月29日に、簡易確定手続開始の申立てが行われ、今後、事例①と同じ流れで、簡易確定手続が進んでいく予定です。

(4) 補足

なお、消費者機構日本は、上記2大学の他にも、大学入試に伴う女性や浪人生等への不利益取扱いを行っていた大学に対して、申入れ活動を行っており、その結果、任意に入学検定料等を返還すると回答している大学もあります⁵。

3 情報商材に関する損害賠償請求（事例③）

⁴ なお、このほかに、「特定適格消費者団体に支払うべき報酬及び費用に相当する額」についても認められています（通常の不法行為訴訟に損害として認められる、「弁護士費用」と類似するものです。）。

⁵ 消費者機構日本のウェブサイトによると、昭和大学、聖マリアンナ医科大学が任意に返還するとの回答をしています。

(1) 事案の概要

株式会社ONE MESSAGEは、仮想通貨に関する情報商材を販売している会社でした。

消費者機構日本は、同社の勧誘方法は、誰でも簡単に儲かる、といった内容であり、虚偽又は著しい誇大広告による違法な勧誘方法であるから、同社とその代表者に対し、不法行為に基づき、購入した情報商材の代金相当額を支払う義務があることの確認を求める訴訟を起こしました。

(2) 共通義務確認訴訟（第1段階）

2021（令和3）年5月14日、東京地方裁判所は、「支配性」（簡易確定手続で個々の消費者の請求権を簡易迅速に判断することが困難とは認められないこと）の要件が認められないとして、却下判決を言い渡しました。

具体的には、本件においては、情報商材を購入した消費者にも、事業者の勧誘を信じたことについての過失がある場合があり、過失相殺の有無や程度を決めるためには、個々の消費者につき、投資についての知識等の個別事情を考慮する必要があるため、簡易確定手続において簡易迅速な判断をすることが困難であるとして、支配性の要件が認められないとしました。

そのため、消費者機構日本は、東京高等裁判所に控訴を行いました。同年12月22日、控訴を棄却する判決がなされました（支配性を否定する裁判所の判断が維持されました。）。同月28日、消費者機構日本は、最高裁判所に上告し、その判断を待っているところです。

4 違法な給与ファクタリングに関する損害賠償請求（事例④）

(1) 事案の概要

株式会社ZERUTAは、給与ファクタリングの契約（給与債権譲渡契約）をしていました。その内容は、①事業者が顧客から給料債権の一部を買い取る、②買取り代金額は、給与の額から1月あたり10%以上の手数料が差し引かれた金額である、③給料債権の回収は、事業者が顧客に無償で委託する、④給料債権の譲渡通知は留保され、上記③で回収した給料を顧客が事業者に渡さないおそれがある場合に通知がなされる、というものでした。

そのため、埼玉消費者被害をなくす会は、この給与ファクタリングは、実質的には貸付けであり、利息制限法や出資法に違反する利率での貸付けが行われているものであるとして、2020（令和2）年6月8日、事業者には、同社の給与ファクタリングを利用した者に対し、不法行為に基づき、事業者を支払った

手数料全額等やこれに対する遅延損害金を支払う義務があることの確認を求める訴訟を起こしました。

(2) 共通義務確認訴訟（第1段階）

2021（令和3）年2月26日、さいたま地方裁判所の判決は、埼玉消費者被害をなくす会の請求を全て認めました。

具体的には、当該事業者の行う給与ファクタリングは、貸金業法2条1項、出資法5条の「金銭の貸付け」、出資法7条の「手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付」であると認定し、事業者が顧客から取得していた手数料は、利息制限法1条に規定する利率を超え、出資法5条3項に定める年109.5%をも超過するものであるから、公序良俗に反する暴利行為（不法行為）であるとししました。そして、消費者が事業者に対し給与ファクタリング契約に基づいて支払った金額の全額、遅延損害金等につき、不法行為と因果関係のある損害であると判断しました。

(3) 個別債権確定手続（第2段階）

2021（令和3）年4月12日、埼玉消費者被害をなくす会は、簡易確定手続開始の申立てを行いました。その後、授權して手続に参加する人の募集を行ったうえで、同年9月15日に、債権届出を行いました。

事業者からは、届出債権についての認否が行われなかった（争われなかった）ため、各消費者の債権は届け出た債権額で確定しました。そのため、今後は、事業者からの支払いを受ける手続に進んでいく予定です。

5 その他の事例

先に紹介した事例の他にも、消費者支援機構関西が、消費者庁から景品表示法違反であると措置命令を受けた事業者に対し、申入れ活動を行い、事業者から返金が行われた事例もあります⁶。

⁶ 消費者支援機構関西のウェブサイトによると、「葛の花由来イソフラボン」を配合した機能性表示食品の販売業者、酵素等の成分の作用による痩身効果を標ぼうする食品の販売事業者などに申入れが行われ、返金がなされています。

コラム⑥ （特定）適格消費者団体の課題とは？

2007（平成 19）年、日本で初めて消費者団体訴訟制度が導入されました。諸外国ではすでに導入されている国が多いなか、わが国も消費者保護を進めることができました。現在では、適格消費者団体が 22 団体となり（特定適格消費者団体 4 団体を含む）、北は北海道から南は九州まで適格消費者団体が網羅しています。私もホクネットの設立から関わって、14 年。長くもあり、あっという間に過ぎた年数でした。消費者契約において、消費者と事業者との間には厳然たる情報量や交渉力の差が存在しており、とりわけ高度な情報通信社会においては情報弱者たる消費者の立場が浮き彫りになっています。その格差を埋めるべく（特定）適格消費者団体があり、現に申入れ活動により、約款の改善を中心に大きな力を発揮してきたと言っても過言ではありません。

しかしながら、この消費者団体訴訟制度の導入以来の最大の課題は、団体の運営を持続的に営むための財源確保をどうするかです。会費と寄付金を主な資金源として、ボランティア精神によって、法律家、消費生活相談員や事務局が活動を支えています。果たしてこれで持続的で安定した運営ができるのか。他の財源として、行政からの委託・補助事業を行っている団体もあります。とはいえ、そうした事業は、競争入札で獲得するものや、その時の国からの交付金の状況により左右されるという不安定要素を抱えています。抜本的に支える仕組みが不可欠であることは言うまでもないのですが、それをどのように作るのか、各々の知恵と実行力が試されています。

（理事・事務担当責任者 大嶋 明子）

第7 現行制度の問題点と課題

1 利用状況と特定適格消費者団体の意見

2016（平成28）年10月1日に消費者裁判手続特例法が施行されてからすでに5年を経過しましたが、第6で紹介したように、令和3年12月末までに全国で起こされた共通義務確認訴訟は、わずか5事業者に対する4件にすぎません。その他に、特定適格消費者団体からの申入れにより、共通義務確認訴訟が起こされる前に、事業者側の任意の対応によって被害の回復がなされた事案もいくつかありますが、これも件数はあまり多くありません⁷。

消費生活相談窓口に関わる皆様が実感されているように、同一の事業者による集団的な消費者被害はもっと多く発生しているはずですが、なぜこのような成果はわずかなのでしょうか。

本制度の運用を担っている特定適格消費者団体は、2019（令和元）年7月に、「これほどまでに本制度の活用が困難である現状を踏まえれば、本制度の仕組みそのものに問題が内在するものと評価せざるを得ない」として、次のような意見を国に提出しています⁸。

- (1) 本制度による救済の対象を拡大すべきである。
- (2) 対象消費者への通知公告の費用は事業者負担とすべきである。
- (3) 一定の事案については簡易確定手続申立てを不要とし、あるいは通知を不要とすべきである。
- (4) 相手方事業者の資力の問題で、損害金等の回収が見込めない場合の対応として、①当該事業者の役員も被告適格を有するようにはすべきである、②団体に破産申立権を付与すべきである。
- (5) 裁判外で返金につき事業者との間で合意ができた場合には、団体が当該事業者の返金方法、返金数などの返金対応等について確認をとることができるようにすべきである。
- (6) 個々の消費者への返金が不能又は困難な場合は、団体が消費者スマイル基金等公益的団体への寄付を求められるようにすべきである。（以下略）

⁷ 消費者裁判特例法等に関する検討会「報告書」（令和3年10月）5頁以下参照。

⁸ 特定非営利活動法人埼玉消費者被害をなくす会=特定非営利活動法人消費者機構日本=特定非営利活動法人消費者支援機構関西「消費者裁判手続特例法3年後見直しに向けた意見書」（2019年7月2日）。

これらの意見は、対象事案の拡大、特定適格消費者団体の負担の軽減、和解による解決方法の柔軟化などに関するものです。以下、それぞれについてどのような問題があるのかを見ていきましょう。

2 対象となる事案

(1) 請求・損害の範囲について

【現行制度の問題点】

消費者契約に関する請求であれば、契約上の債務の履行請求、不当利得返還請求、契約上の債務の不履行による損害賠償請求のみならず、不法行為にもとづく損害賠償請求も対象に含まれますが、不法行為にもとづく請求は民法の規定によるものに限られています（特例法3条1項）。

さらに、請求できる損害についても限定があり、消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失又は損傷したことによる損害（拡大損害）、消費者契約の目的となるものにより得るはずであった利益を喪失したことによる損害（逸失利益）、人の生命又は身体が害されたことによる損害（人身損害）及び精神上の苦痛を受けたことによる損害（慰謝料）が除かれています（特例法3条2項）。

本制度が十分に活用されていない原因の一つは、このように対象となる請求や損害が限定されていることにあると考えられます。近年発生した大規模消費者被害として、石鹼による小麦アレルギー被害や美白化粧品による白斑被害の事案がありますが、仮にこれらが本制度の施行後の事案であったとしても、製造物責任法にもとづく損害賠償請求は民法の規定によるものではないため対象外です。また、アレルギーや白斑といった被害は、購入した商品の使用によって発生した人身損害や慰謝料であり、こうした損害は本制度では請求できません。

【改善策】

このように現行法が対象事案を限定しているのは、支配性（簡易確定手続において、対象債権の有無や金額を適切かつ迅速に判断することが困難といえないこと）と、係争利益の把握可能性（共通義務確認訴訟において、事業者が消費者の被害額についておおよその見通しを把握でき十分な攻撃防御ができること）という二つの要請にもとづくものとされています⁹。

しかし、事業者の債務不履行や不法行為から生じた拡大損害や慰謝料などについて、同様の損害を被った多数の消費者について共通する損害額を認定する

⁹ 前掲注7・9頁参照。

ことができる事案もありますので、一律に本制度による対象から除外するのは不合理です。人身損害でそれぞれの被害の内容や程度にかなり違いがある場合など損害額を簡易迅速に判断することが困難なケースもあるでしょうが、事案によって事情は異なるはずで、また、たとえば、インターネット取引に関して個人情報事業者から漏えいした事案における慰謝料などは、各被害者に共通して簡易迅速にその金額を判断することができるケースも多いと思われる。

そして、商品の製造者等に対して製造物責任法にもとづいて損害賠償を請求する事案も、本制度の対象に含めるべきです。

また、最近のインターネット取引においては、契約の当事者ではない事業者によるアフィリエイト広告等によって消費者が誤認させられて契約する被害も増えています。そうした事業者に対する景品表示法上の不当表示に係る不法行為にもとづく損害賠償請求が本制度の対象事案に含まれることも、明確にすべきでしょう。

(2) 事業者の役員等に対する請求について

【現行制度の問題点】

共通義務確認訴訟で勝訴し、簡易確定手続が行われても、当該事業者において多数の消費者に生じた被害を回復するだけの資力がなければ、対象消費者が手続に参加しても費用倒れとなりかねません。そのため、特定適格消費者団体が共通義務確認訴訟を行うかどうかの判断にあたっては、勝訴の見込みとともに、事業者の資力という点も重要な要素となります¹⁰。

そして、法人である事業者自体には資力がなくても、その役員等の個人が高額な報酬を得る、法人資産を移転するなどして多額の財産を有している場合があります。悪質商法による被害について事業者の役員等の個人も不法行為責任を負うと考えられる事案では、通常の訴訟を提起する場合に、当該事業者に加え、その役員等の個人も被告に加えることがよく行われていますが、これは、当該事業者から回収できない場合に、役員等の個人の財産からも回収ができるようにするためです。

ところが、現行法では、こうした役員等の個人を共通義務確認訴訟の被告に加えることはできません（特例法3条3項参照）。

【改善策】

自らも不法行為責任を負うような事業者の役員等を個人として本制度の対象

¹⁰ 本制度による手続の途中で、相手方事業者の債務超過が明らかとなった場合について、前掲注8の意見書は、特定適格消費者団体に破産申立権を付与して破産手続を開始することができるようにすべきであると提言しています。

にすることができれば、被害回復実現の可能性は高まり、その見込みが少ないことを理由に共通義務確認訴訟の提起を躊躇せざるを得ないといった事態を減らすことにつながると考えられます。

3 特定適格消費者団体の手続上の負担

(1) 対象消費者への通知・公告の費用について

【現行制度の問題点】

共通義務確認訴訟において勝訴し、簡易確定手続が開始されると、特定適格消費者団体は、そのことを対象消費者に知らせるための通知・公告をしなければなりません（特例法 25 条、26 条）。特に通知の費用（郵便料金など）は、対象消費者が多数の場合には相当な金額になりますので、特定適格消費者団体が手続を進めるうえでの経済的な重荷になりますし、最終的には手続に参加する消費者が費用として負担することにもなります。

【改善策】

そもそも共通義務確認訴訟において事業者の支払義務が認められたのならば、当該事業者は自ら対象消費者に対してその義務を履行すべき立場であり、この通知・公告の費用は、当該事業者が負担することにすべきと考えられます。

(2) 簡易確定手続の申立てについて

【現行制度の問題点】

共通義務確認訴訟の提起後に、事業者が自主的に対象消費者に対して返金を行っているような場合には、簡易確定手続を申し立てる必要がなくなっていることも考えられますが、そうした場合に簡易確定手続の申立てが不要であることの明確な定めはありません。

【改善策】

共通義務確認訴訟の提起後に当該事業者が自主的返金を行っている場合は、特例法 14 条の「正当な理由」にあたることをガイドライン等において明示するなど、簡易確定手続の申立てを不要とすべきと考えられます。

4 和解

(1) 共通義務確認訴訟における和解について

【現行制度の問題点】

共通義務確認訴訟において和解ができるのは、共通義務の有無についてのみ

に限定されています（特例法 10 条）。そのため、共通義務の有無を明らかにしないで事業者が解決金を支払うことを合意する和解や、対象消費者に支払う金額まで合意するような和解をすることはできず、事案に応じた柔軟な解決ができにくいものになっています。

【改善策】

共通義務確認訴訟で和解ができる内容を制限することなく、共通義務の有無を明らかにしないで解決金を支払うことを合意する和解や、共通義務を認めるとともに対象消費者に支払う金額も定めるような和解もできるようにすることが考えられます。

(2) 消費者に対する支払いが困難な場合について

【現行制度の問題点】

一定の消費者被害においては、事業者が被害に遭った消費者の連絡先を知ることが難しい場合や、簡易確定手続において消費者が債権を届け出ない場合など、事業者が個々の消費者に支払いをすることが難しいケースもあります。

ところが、現行法は、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続の相手方から財産上の利益を第三者に受けさせることを禁止しており（特例法 83 条 3 項）、事業者が得ている不当な利益を公益的な団体に寄付するように求めることもこの規定に抵触するおそれがあります。

【改善策】

現行法が第三者に財産上の利益を受けさせることを禁止しているのは、特定適格消費者団体及びその業務の適正さや信頼を確保するためであり、事業者が得た不当な利益を公益的な団体に寄付させたからといってそれらが損なわれるおそれはありません。むしろ、事業者が不当な利益を得たままとすることの方が問題であり、特定適格消費者団体が事業者に対して消費者スマイル基金¹¹などの公益的団体への寄付を求めることができるようにすべきです。

5 法改正に向けた動き

消費者庁の消費者裁判特例法等に関する検討会が 2021（令和 3）年 10 月に取りまとめた報告書では、対象となる事案の範囲、共通義務確認訴訟における和解、対象消費者への通知方法や費用負担の見直しなどについて、「考えられる対応」が色々と示されています。本稿において述べた改善策のうち、いくつかのものは、同報告書の「考えられる対応」にも挙げられています。

¹¹ 消費者団体訴訟制度を担う消費者団体などの公益的活動を財政的に支援することにより、公正かつ健全な市場の形成に寄与することを目的とする特定非営利活動法人。

この報告書の内容だけで必ずしも十分とはいえませんが、まずは可能な限りの法改正が早期に実現することが望まれます。また、引き続き、残る問題点が改善されるとともに、本制度の担い手である特定適格消費者団体への支援が一層充実したものになっていくことが期待されるところです。

平成二十五年法律第九十六号

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 被害回復裁判手続

第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例(第三条—第十一条)

第二節 対象債権の確定手続

第一款 簡易確定手続

第一目 通則(第十二条・第十三条)

第二目 簡易確定手続の開始(第十四条—第二十四条)

第三目 簡易確定手続申立団体による通知及び公告等(第二十五条—第二十九条)

第四目 対象債権の確定(第三十条—第四十七条)

第五目 費用の負担(第四十八条・第四十九条)

第六目 補則(第五十条・第五十一条)

第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例(第五十二条—第五十五条)

第三節 特定適格消費者団体のする仮差押え(第五十六条—第五十九条)

第四節 補則(第六十条—第六十四条)

第三章 特定適格消費者団体

第一節 特定適格消費者団体の認定等(第六十五条—第七十四条)

第二節 被害回復関係業務等(第七十五条—第八十四条)

第三節 監督(第八十五条—第八十七条)

第四節 補則(第八十八条—第九十二条)

第四章 罰則(第九十三条—第九十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差により消費者が自らその回復を図ることには困難を伴う場合があることに鑑み、その財産的被害を集団的に回復するため、特定適格消費者団体が被害回復裁判手続を迫行することができることとすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者 個人(事業を行う場合におけるものを除く。)をいう。
- 二 事業者 法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人をいう。
- 三 消費者契約 消費者と事業者との間で締結される契約(労働契約を除く。)をいう。
- 四 共通義務確認の訴え 消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害について、事業者が、これらの消費者に対し、これらの消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求める訴えをいう。
- 五 対象債権 共通義務確認の訴えの被告とされた事業者に対する金銭の支払請求権であって、前号に規定する義務に係るものをいう。
- 六 対象消費者 対象債権を有する消費者をいう。
- 七 簡易確定手続 共通義務確認の訴えに係る訴訟(以下「共通義務確認訴訟」という。)の結果を前提として、この法律の規定による裁判所に対する債権届出に基づき、相手方が認否をし、その認否を争う旨の申出がない場合はその認否により、その認否を争う旨の申出がある場合は裁判所の決定により、対象債権の存否及び内容を確定する裁判手続をいう。
- 八 異議後の訴訟 簡易確定手続における対象債権の存否及び内容を確定する決定(以下「簡易確定決定」という。)に対して適法な異議の申立てがあった後の当該請求に係る訴訟をいう。
- 九 被害回復裁判手続 次に掲げる手続をいう。
- イ 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続及び異議後の訴訟の手続
- ロ 特定適格消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義による民事執行の手続(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第三十三条第一項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十八条第一項、第九十条第一項及び第一百五十七条第一項の訴えに係る訴訟手続(第六十一条第一項第三号において「民事執行に係る訴訟手続」という。)を含む。)及び特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するための仮差押えの手続(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第四十六条において準用する民事執行法第三十三条第一項、第三十四条第一項及び第三十八条第一項の訴えに係る訴訟手続(第六十一条第一項第一号において「仮差押えの執行に係る訴訟手続」という。)を含む。)
- 十 特定適格消費者団体 被害回復裁判手続を迫るのに必要な適格性を有する法人である適格消費者団体(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ。)として第六十五条の定めるところにより内閣総理大臣の認定を受けた者をいう。

第二章 被害回復裁判手続

第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(共通義務確認の訴え)

第三条 特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であつて、消費者契約に関する次に掲げる請求(これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。)に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。

- 一 契約上の債務の履行の請求
 - 二 不当利得に係る請求
 - 三 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
 - 四 不法行為に基づく損害賠償の請求(民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定によるものに限る。)
- 2 次に掲げる損害については、前項第三号及び第四号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えを提起することができない。
- 一 契約上の債務の不履行又は不法行為により、物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの(役務を除く。次号において同じ。)以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害
 - 二 消費者契約の目的となるものの提供があるとすればその処分又は使用により得るはずであった利益を喪失したことによる損害
 - 三 契約上の債務の不履行又は不法行為により、消費者契約による製造、加工、修理、運搬又は保管に係る物品その他の消費者契約の目的となる役務の対象となつたものの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害
 - 四 消費者契約の目的となる役務の提供があるとすれば当該役務を利用すること又は当該役務の対象となつたものを処分し、若しくは使用することにより得るはずであった利益を喪失したことによる損害
 - 五 人の生命又は身体を害されたことによる損害
 - 六 精神上の苦痛を受けたことによる損害
- 3 次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えについては、当該各号に定める者を被告とする。
- 一 第一項第一号から第三号までに掲げる請求 消費者契約の相手方である事業者
 - 二 第一項第四号に掲げる請求 消費者契約の相手方である事業者若しくはその債務の履行をする事業者又は消費者契約の締結について勧誘をし、当該勧誘をさせ、若しくは当該勧誘を助長する事業者
- 4 裁判所は、共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても、事案の性質、当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して、当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容

を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるときは、共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる。

(訴訟の目的の価額)

第四条 共通義務確認の訴えは、訴訟の目的の価額の算定については、財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなす。

(訴状の記載事項)

第五条 共通義務確認の訴えの訴状には、対象債権及び対象消費者の範囲を記載して、請求の趣旨及び原因を特定しなければならない。

(管轄及び移送)

第六条 共通義務確認訴訟については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第五条(第五号に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

2 次の各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えは、当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にも提起することができる。

一 第三条第一項第一号から第三号までに掲げる請求 義務履行地

二 第三条第一項第四号に掲げる請求 不法行為があつた地

3 対象消費者の数が五百人以上であると見込まれるときは、民事訴訟法第四条第一項若しくは第五条第五号又は前項の規定による管轄裁判所の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所にも、共通義務確認の訴えを提起することができる。

4 対象消費者の数が千人以上であると見込まれるときは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所にも、共通義務確認の訴えを提起することができる。

5 民事訴訟法第四条第一項、第五条第五号、第十一条第一項若しくは第十二条又は前三項の規定により二以上の地方裁判所が管轄権を有するときは、共通義務確認の訴えは、先に訴えの提起があつた地方裁判所が管轄する。ただし、その地方裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該共通義務確認の訴えに係る訴訟の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

6 裁判所は、共通義務確認訴訟がその管轄に属する場合においても、他の裁判所に事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認訴訟が係属している場合において、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該共通義務確認訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所に移送することができる。

(弁論等の必要的併合)

第七条 請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認訴訟が数個同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

2 前項に規定する場合には、当事者は、その旨を裁判所に申し出なければならない。

(補助参加の禁止)

第八条 消費者は、民事訴訟法第四十二条の規定にかかわらず、共通義務確認訴訟の結果について利害関係を有する場合であっても、特定適格消費者団体を補助するため、その共通義務確認訴訟に参加することができない。

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)

第九条 共通義務確認訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五条第一項の規定にかかわらず、当該共通義務確認訴訟の当事者以外の特定適格消費者団体及び当該共通義務確認訴訟に係る対象消費者の範囲に属する第三十条第二項第一号に規定する届出消費者に対してもその効力を有する。

(共通義務確認訴訟における和解)

第十条 特定適格消費者団体は、共通義務確認訴訟において、当該共通義務確認訴訟の目的である第二条第四号に規定する義務の存否について、和解をすることができる。

(再審の訴え)

第十一条 共通義務確認の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して共通義務確認の訴えに係る対象消費者の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、他の特定適格消費者団体は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

第二節 対象債権の確定手続

第一款 簡易確定手続

第一目 通則

(簡易確定手続の当事者等)

第十二条 簡易確定手続は、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した時又は請求の認諾(第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。以下この款において同じ。)によって共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった特定適格消費者団体(第八十七条第二項の規定による指定があった場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体)の申立てにより、当該判決が確定した時又は請求の認諾によって当該共通義務確認訴訟が終了した時に当事者であった事業者を相手方として、共通義務確認訴訟の第一審の終局判決をした地方裁判所(第一審において請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了したときは、当該共通義務確認訴訟が係属していた地方裁判所)が行う。

(任意的口頭弁論)

第十三条 簡易確定手続に関する裁判は、口頭弁論を経ないですることができる。

2 前項の規定により口頭弁論をしない場合には、裁判所は、当事者を審尋することができる。

第二目 簡易確定手続の開始

(簡易確定手続開始の申立義務)

第十四条 第十二条に規定する特定適格消費者団体は、正当な理由がある場合を除き、簡易確定手続開始の申立てをしなければならない。

(簡易確定手続開始の申立期間)

第十五条 簡易確定手続開始の申立ては、共通義務確認訴訟における請求を認容する判決が確定した日又は請求の認諾によって共通義務確認訴訟が終了した日(第八十七条第二項の規定による指定があった場合には、その指定を受けた日)から一月の不変期間内にしなければならない。

2 前条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体がその責めに帰することができない事由により前項の期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後二週間以内に限り、簡易確定手続開始の申立てをすることができる。

(簡易確定手続開始の申立ての方式)

第十六条 簡易確定手続開始の申立ては、最高裁判所規則で定める事項を記載した書面でなければならない。

(費用の予納)

第十七条 簡易確定手続開始の申立てをするときは、申立てをする特定適格消費者団体は、第二十二条第一項の規定による公告及び同条第二項の規定による通知に要する費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

(簡易確定手続開始の申立ての取下げ)

第十八条 簡易確定手続開始の申立ては、裁判所の許可を得なければ、取り下げることができない。

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による申立ての取下げについて準用する。

(簡易確定手続開始決定)

第十九条 裁判所は、簡易確定手続開始の申立てがあつた場合には、当該申立てが不適法であると認めるとき又は第十七条に規定する費用の予納がないときを除き、簡易確定手続開始の決定(以下「簡易確定手続開始決定」という。)をする。

2 簡易確定手続開始の申立てを却下する決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(簡易確定手続開始決定の方式)

第二十条 簡易確定手続開始決定は、対象債権及び対象消費者の範囲を記載した決定書を作成してしなければならない。

(簡易確定手続開始決定と同時に定めるべき事項)

第二十一条 裁判所は、簡易確定手続開始決定と同時に、当該簡易確定手続開始決定に係る簡易確定手続開始の申立てをした特定適格消費者団体（第八十七条第一項の規定による指定があった場合には、その指定を受けた特定適格消費者団体。以下「簡易確定手続申立団体」という。）が第三十条第二項に規定する債権届出をすべき期間（以下「届出期間」という。）及びその債権届出に対して簡易確定手続の相手方（以下この款において単に「相手方」という。）が認否をすべき期間（以下「認否期間」という。）を定めなければならない。

（簡易確定手続開始の公告等）

第二十二条 裁判所は、簡易確定手続開始決定をしたときは、直ちに、官報に掲載して次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 簡易確定手続開始決定の主文
- 二 対象債権及び対象消費者の範囲
- 三 簡易確定手続申立団体の名称及び住所
- 四 届出期間及び認否期間

2 裁判所は、簡易確定手続申立団体及び相手方に対し、前項の規定により公告すべき事項を通知しなければならない。

（重複する簡易確定手続開始の申立ての禁止）

第二十三条 簡易確定手続開始決定がされた事件については、特定適格消費者団体は、更に簡易確定手続開始の申立てをすることができない。

（届出期間又は認否期間の伸長）

第二十四条 裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、届出期間又は認否期間の伸長の決定をすることができる。

2 裁判所は、前項の規定により届出期間又は認否期間の伸長の決定をしたときは、簡易確定手続申立団体及び相手方に対し、その旨を通知しなければならない。

3 裁判所は、第一項の規定により届出期間又は認否期間の伸長の決定をしたときは、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならない。

第三目 簡易確定手続申立団体による通知及び公告等

（簡易確定手続申立団体による通知）

第二十五条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、知っている対象消費者に対し、次に掲げる事項を書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であって内閣府令で定めるものにより通知しなければならない。

- 一 被害回復裁判手続の概要及び事案の内容
- 二 共通義務確認訴訟の確定判決の内容（請求の認諾がされた場合には、その内容）
- 三 対象債権及び対象消費者の範囲

四 簡易確定手続申立団体の名称及び住所

五 簡易確定手続申立団体が支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項

六 対象消費者が簡易確定手続申立団体に対して第三十一条第一項の授權をする方法及び期間

七 その他内閣府令で定める事項

2 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合において、いずれか一の簡易確定手続申立団体が前項の規定による通知をしたときは、他の簡易確定手続申立団体は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による通知をすることを要しない。

(簡易確定手続申立団体による公告等)

第二十六条 簡易確定手続開始決定がされたときは、簡易確定手続申立団体は、正当な理由がある場合を除き、届出期間の末日の一月前までに、前条第一項各号に掲げる事項を相当な方法により公告しなければならない。

2 簡易確定手続申立団体が二以上ある場合において、いずれか一の簡易確定手続申立団体が前項の規定による公告をしたときは、他の簡易確定手続申立団体は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による公告をすることを要しない。

3 第一項の規定による公告後、届出期間中に前条第一項第四号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告するとともに、裁判所及び相手方に通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた裁判所は、直ちに、官報に掲載してその旨を公告しなければならない。

4 第一項の規定による公告後、届出期間中に前条第一項第五号から第七号までに掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る簡易確定手続申立団体は、遅滞なく、その旨を、相当な方法により公告しなければならない。

(相手方による公表)

第二十七条 相手方は、簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、遅滞なく、インターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、届出期間中、第二十二条第一項各号に掲げる事項(同項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項)を公表しなければならない。

(情報開示義務)

第二十八条 相手方は、対象消費者の氏名及び住所又は連絡先(内閣府令で定めるものに限る。次項において同じ。)が記載された文書(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))をもって作成されている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同

じ。)を所持する場合において、届出期間中に簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、当該文書を当該簡易確定手続申立団体に開示することを拒むことができない。ただし、相手方が開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するときは、この限りでない。

2 前項に規定する文書の開示は、その写しの交付(電磁的記録については、当該電磁的記録を出力した書面の交付又は当該電磁的記録に記録された情報の電磁的方法による提供であって内閣府令で定めるもの)により行う。この場合において、相手方は、個人(対象消費者でないことが明らかである者を除く。)の氏名及び住所又は連絡先が記載された部分以外の部分を除いて開示することができる。

3 相手方は、第一項に規定する文書の開示をしないときは、簡易確定手続申立団体に対し、速やかに、その旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

(情報開示命令等)

第二十九条 簡易確定手続申立団体は、届出期間中、裁判所に対し、情報開示命令(前条第一項の規定により相手方が簡易確定手続申立団体に開示しなければならない文書について、同条第二項に規定する方法による開示を相手方に命ずる旨の決定をいう。以下この条において同じ。)の申立てをすることができる。

2 情報開示命令の申立ては、文書の表示を明らかにしてしなければならない。

3 裁判所は、情報開示命令の申立てを理由があると認めるときは、情報開示命令を発する。

4 裁判所は、情報開示命令の申立てについて決定をする場合には、相手方を審尋しなければならない。

5 情報開示命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

6 情報開示命令は、執行力を有しない。

7 相手方が正当な理由なく情報開示命令に従わないときは、裁判所は、決定で、三十万円以下の過料に処する。

8 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

9 民事訴訟法第百八十九条の規定は、第七項の規定による過料の裁判について準用する。

第四目 対象債権の確定

(債権届出)

第三十条 簡易確定手続開始決定に係る対象債権については、簡易確定手続申立団体に限り、届け出ることができる。

2 前項の規定による届出(以下「債権届出」という。)は、届出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面(以下この節において「届出書」という。)を簡易確定手続開始決定をした裁判所に提出してしなければならない。

- 一 対象債権について債権届出をする簡易確定手続申立団体、相手方及び届出消費者(対象債権として裁判所に債権届出があった債権(以下「届出債権」という。)の債権者である消費者をいう。以下同じ。)並びにこれらの法定代理人
- 二 請求の趣旨及び原因(請求の原因については、共通義務確認訴訟において認められた義務に係る事実上及び法律上の原因を前提とするものに限る。)
- 三 前二号に掲げるもののほか、最高裁判所規則で定める事項
- 3 簡易確定手続申立団体は、債権届出の時に対象消費者が事業者に対して対象債権に基づく訴えを提起するとすれば民事訴訟法第一編第二章第一節の規定により日本の裁判所が管轄権を有しないときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。
- 4 簡易確定手続申立団体は、対象消費者が提起したその有する対象債権に基づく訴訟が裁判所に係属しているときは、第一項の規定にかかわらず、当該対象債権については、債権届出をすることができない。

(簡易確定手続についての対象消費者の授権)

- 第三十一条** 簡易確定手続申立団体は、対象債権について債権届出をし、及び当該対象債権について簡易確定手続を進行するには、当該対象債権に係る対象消費者の授権がなければならない。
- 2 前項の対象消費者は、簡易確定手続申立団体のうちから一の簡易確定手続申立団体を限り、同項の授権をすることができる。
 - 3 第一項の授権をした対象消費者は、当該授権を取り消すことができる。
 - 4 前項の規定による第一項の授権の取消しは、当該授権をした対象消費者又は当該授権を得た簡易確定手続申立団体から相手方に通知しなければ、その効力を生じない。
 - 5 第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、当該授権は、その効力を失う。
 - 6 簡易確定決定があるまでに簡易確定手続申立団体が届出債権について第一項の授権を欠いたとき(前項の規定により当該授権がその効力を失ったときを除く。)は、当該届出債権については、債権届出の取下げがあったものとみなす。
 - 7 債権届出に係る簡易確定手続申立団体(以下「債権届出団体」という。)の第六十五条第一項に規定する特定認定が、簡易確定決定があるまでに、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、届出消費者は、第二項の規定にかかわらず、第八十七条第六項の規定による公示がされた後一月の不変期間内に、同条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体に第一項の授権をすることができる。

- 8 前項の届出消費者が同項の期間内に第一項の授権をしないときは、その届出債権については、債権届出の取下げがあったものとみなす。
- 9 簡易確定決定があった後に、届出消費者が第三項の規定により第一項の授権を取り消したときは、当該届出消費者は、更に簡易確定手続申立団体に同項の授権をすることができない。

(説明義務)

第三十二条 簡易確定手続申立団体は、前条第一項の授権に先立ち、当該授権をしようとする者に対し、内閣府令で定めるところにより、被害回復裁判手続の概要及び事案の内容その他内閣府令で定める事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供して説明をしなければならない。

(簡易確定手続授権契約の締結及び解除)

第三十三条 簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約(対象消費者が第三十一条第一項の授権をし、簡易確定手続申立団体が対象債権について債権届出をすること及び簡易確定手続を迫行することを約する契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。

- 2 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いては、簡易確定手続授権契約を解除してはならない。

(公平誠実義務等)

第三十四条 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、当該授権をした対象消費者のために、公平かつ誠実に債権届出、簡易確定手続の迫行及び第二条第九号ロに規定する民事執行の手続の迫行(当該授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。

- 2 第三十一条第一項の授権を得た簡易確定手続申立団体は、当該授権をした対象消費者に対し、善良な管理者の注意をもって前項に規定する行為をしなければならない。

(届出書の送達)

第三十五条 裁判所は、第三十条第二項の規定による届出書の提出を受けたときは、次条第一項又は第六十三条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、遅滞なく、当該届出書を相手方に送達しなければならない。

(不適法な債権届出の却下)

第三十六条 裁判所は、債権届出が不適法であると認めるとき、又は届出書の送達に必要な費用の予納がないときは、決定で、当該債権届出を却下しなければならない。

- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(簡易確定手続における和解)

第三十七条 債権届出団体は、簡易確定手続において、届出債権について、和解をすることができる。

(時効の完成猶予及び更新)

第三十八条 債権届出があったときは、時効の完成猶予及び更新に関しては、簡易確定手続の前提となる共通義務確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があったものとみなす。

(債権届出の内容の変更の制限)

第三十九条 債権届出団体は、届出期間内に限り、当該債権届出の内容を変更することができる。

(債権届出の取下げ)

第四十条 債権届出は、簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあるまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、簡易確定決定があった後には、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

2 民事訴訟法第二百六十一条第三項及び第二百六十二条第一項の規定は、前項の規定による債権届出の取下げについて準用する。

(届出消費者表の作成等)

第四十一条 裁判所書記官は、届出債権について、届出消費者表を作成しなければならない。

2 前項の届出消費者表には、各届出債権について、その内容その他最高裁判所規則で定める事項を記載しなければならない。

3 届出消費者表の記載に誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでもその記載を更正する処分をすることができる。

(届出債権の認否)

第四十二条 相手方は、届出期間内に債権届出があった届出債権の内容について、認否期間内に、認否をしなければならない。

2 認否期間内に前項の認否(以下「届出債権の認否」という。)がないときは、相手方において、届出期間内に債権届出があった届出債権の内容の全部を認めたものとみなす。

3 相手方が、認否期間内に届出債権の内容の全部を認めたときは、当該届出債権の内容は、確定する。

4 裁判所書記官は、届出債権の認否の内容を届出消費者表に記載しなければならない。

5 第三項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に対し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

(認否を争う旨の申出)

第四十三条 債権届出団体は、前条第三項の規定により届出債権の内容が確定したときを除き、届出債権の認否に対し、認否期間の末日から一月の不変期間内に、裁判

所に届出債権の認否を争う旨の申出(以下単に「認否を争う旨の申出」という。)をすることができる。

- 2 裁判所は、認否を争う旨の申出が不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。
- 3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 4 裁判所書記官は、認否を争う旨の申出の有無を届出消費者表に記載しなければならない。

(簡易確定決定)

第四十四条 裁判所は、適法な認否を争う旨の申出があったときは、第三十六条第一項又は第六十三条第一項の規定により債権届出を却下する場合を除き、簡易確定決定をしなければならない。

- 2 裁判所は、簡易確定決定をする場合には、当事者双方を審尋しなければならない。
- 3 簡易確定決定は、主文及び理由の要旨を記載した決定書を作成してしなければならない。
- 4 届出債権の支払を命ずる簡易確定決定(第五十五条及び第八十三条第一項第二号において「届出債権支払命令」という。)については、裁判所は、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行をすることができることを宣言することができる。
- 5 第三項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、簡易確定決定の効力は、当事者に送達された時に生ずる。

(証拠調べの制限)

第四十五条 簡易確定決定のための審理においては、証拠調べは、書証に限りすることができる。

- 2 文書の提出又は対照の用に供すべき筆跡若しくは印影を備える物件の提出の命令は、することができない。
- 3 前二項の規定は、裁判所が職権で調査すべき事項には、適用しない。

(異議の申立て等)

第四十六条 当事者は、簡易確定決定に対し、第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。

- 2 届出消費者は、簡易確定決定に対し、債権届出団体が第四十四条第五項の規定による送達を受けた日から一月の不変期間内に、当該簡易確定決定をした裁判所に異議の申立てをすることができる。
- 3 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。
- 4 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

- 5 適法な異議の申立てがあったときは、簡易確定決定は、仮執行の宣言を付したものを除き、その効力を失う。
- 6 適法な異議の申立てがないときは、簡易確定決定は、確定判決と同一の効力を有する。
- 7 民事訴訟法第三百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項及び第二項の異議について準用する。

(認否を争う旨の申出がないときの届出債権の確定等)

第四十七条 適法な認否を争う旨の申出がないときは、届出債権の内容は、届出債権の認否の内容により確定する。

- 2 前項の規定により確定した届出債権については、届出消費者表の記載は、確定判決と同一の効力を有する。この場合において、債権届出団体は、確定した届出債権について、相手方に対し、届出消費者表の記載により強制執行をすることができる。

第五目 費用の負担

(個別費用を除く簡易確定手続の費用の負担)

第四十八条 簡易確定手続の費用(債権届出の手数料及び簡易確定手続における届出債権に係る申立ての手数料(次条第一項及び第三項において「個別費用」と総称する。))を除く。以下この条において同じ。)は、各自が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、裁判所は、事情により、同項の規定によれば当事者がそれぞれ負担すべき費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者に負担させることができる。
- 3 裁判所は、簡易確定手続に係る事件が終了した場合において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、簡易確定手続の費用の負担を命ずる決定をすることができる。
- 4 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 5 民事訴訟法第六十九条から第七十二条まで及び第七十四条の規定は、簡易確定手続の費用の負担について準用する。

(個別費用の負担)

第四十九条 裁判所は、届出債権について簡易確定手続に係る事件が終了した場合(第五十二条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合には、異議後の訴訟が終了した場合)において、必要があると認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件に関する個別費用の負担を命ずる決定をすることができる。

- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 3 民事訴訟法第一編第四章第一節(第六十五条、第六十六条、第六十七条第二項及び第七十三条を除く。)の規定は、個別費用の負担について準用する。

第六目 補則

(民事訴訟法の準用)

第五十条 特別の定めがある場合を除き、簡易確定手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第二条、第十四条、第十六条、第二十一条、第二十二条、第一編第二章第三節、第三章(第三十条、第四十条から第四十九条まで、第五十二条及び第五十三条を除く。)、第五章(第八十七条、第二節、第一百六条及び第一百八条を除く。))及び第七章、第二編第一章(第三百三十三条、第三百三十四条、第三百三十七条第二項及び第三項、第三百三十八条第一項、第三百三十九条、第四百条並びに第四百三十三条から第四百六条までを除く。)、第三章(第一百五十六条の二、第一百五十七条の二、第一百五十八条、第一百五十九条第三項、第一百六十一条第三項及び第三節を除く。)、第四章(第七節を除く。)、第五章(第二百四十五条、第二百四十九条から第二百五十二条まで、第二百五十三条第二項、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百五十八条第二項から第四項まで並びに第二百五十九条第一項及び第二項を除く。))及び第六章(第二百六十一条から第二百六十三条まで及び第二百六十六条を除く。)、第三編第三章、第四編並びに第八編(第四百三条第一項第二号及び第四号から第六号までを除く。))の規定を準用する。

(送達の特例)

第五十一条 前条において準用する民事訴訟法第一百四十一条第一項前段の規定による届出がない場合には、送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所においてする。

- 一 共通義務確認訴訟において民事訴訟法第一百四十一条第一項前段の規定による届出があった場合 当該届出に係る場所
- 二 共通義務確認訴訟において民事訴訟法第一百四十一条第一項前段の規定による届出がなかった場合 当該共通義務確認訴訟における同条第三項に規定する場所

第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例

(訴え提起の擬制等)

第五十二条 簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、債権届出に係る請求については、当該債権届出の時に、当該債権届出に係る債権届出団体(当該債権届出に係る届出消費者が当該異議の申立てをしたときは、その届出消費者)を原告として、当該簡易確定決定をした地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。この場合においては、届出書を訴状と、第三十五条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

- 2 前項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件は、同項の地方裁判所の管轄に専属する。
- 3 前項の事件が係属する地方裁判所は、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、申立てにより又は職権で、その事件に係る訴訟を民事訴訟法第四条第一項又は第五条第一号、第五号若しくは第九号の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができる。

(異議後の訴訟についての届出消費者の授権)

第五十三条 債権届出団体は、異議後の訴訟を進行するには、届出消費者の授権が必要ではない。

- 2 届出消費者は、その届出債権に係る債権届出団体に限り、前項の授権をすることができる。
- 3 届出消費者が第八項において準用する第三十一条第三項の規定により第一項の授権を取り消し、又は自ら異議後の訴訟を進行したときは、当該届出消費者は、更に債権届出団体に同項の授権をすることができない。
- 4 債権届出団体は、正当な理由があるときを除いては、訴訟授権契約(届出消費者が第一項の授権をし、債権届出団体が異議後の訴訟を進行することを約する契約をいう。以下同じ。)の締結を拒絶してはならない。
- 5 第一項の授権を得た債権届出団体は、正当な理由があるときを除いては、訴訟授権契約を解除してはならない。
- 6 第一項の授権を得た債権届出団体は、当該授権をした届出消費者のために、公平かつ誠実に異議後の訴訟の進行及び第二条第九号ロに規定する民事執行の手續の進行(当該授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)並びにこれらに伴い取得した金銭その他の財産の管理をしなければならない。
- 7 第一項の授権を得た債権届出団体は、当該授権をした届出消費者に対し、善良な管理者の注意をもって前項に規定する行為をしなければならない。
- 8 第三十一条第三項から第五項まで及び第三十二条の規定は、第一項の授権について準用する。
- 9 民事訴訟法第五十八条第二項並びに第二百二十四条第一項(第六号に係る部分に限る。)及び第二項の規定は、異議後の訴訟において債権届出団体が第一項の授権を欠くときについて準用する。

(訴えの変更の制限等)

第五十四条 異議後の訴訟においては、原告は、訴えの変更(届出消費者又は請求額の変更を内容とするものを除く。)をすることができない。

- 2 異議後の訴訟においては、反訴を提起することができない。

(異議後の判決)

第五十五条 仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求について第五十二条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が届出債権支払命令と符合するときは、その判決において、届出債権支払命令を認可しなければならない。ただし、届出債権支払命令の手續が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により届出債権支払命令を認可する場合を除き、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令に係る請求について第五十二条第一項の規定により訴えの提

起があったものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決においては、届出債権支払命令を取り消さなければならない。

第三節 特定適格消費者団体のする仮差押え

(特定適格消費者団体のする仮差押え)

第五十六条 特定適格消費者団体は、当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の実現を保全するため、民事保全法の規定により、仮差押命令の申立てをすることができる。

2 特定適格消費者団体は、保全すべき権利に係る金銭の支払義務について共通義務確認の訴えを提起することができる場合に限り、前項の申立てをすることができる。

3 第一項の申立てにおいては、保全すべき権利について、対象債権及び対象消費者の範囲並びに当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額を明らかにすれば足りる。

4 特定適格消費者団体は、対象債権について、第一項の規定によるもののほか、保全命令の申立てをすることができない。

(管轄)

第五十七条 前条第一項の申立てに関する民事保全法第十一条の規定の適用については、共通義務確認の訴えを本案の訴えとみなす。

2 民事保全法第十二条第一項及び第三項の規定の適用については、共通義務確認訴訟の管轄裁判所を本案の管轄裁判所とみなす。

(保全取消しに関する本案の特例)

第五十八条 第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令(以下単に「仮差押命令」という。)に関する民事保全法第三十七条第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、当該申立てに係る仮差押えの手続の当事者である特定適格消費者団体がした共通義務確認の訴えの提起を本案の訴えの提起とみなす。

2 前項の共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき又は請求の認諾(第二条第四号に規定する義務が存することを認める旨の和解を含む。)によって同項の共通義務確認の訴えに係る訴訟が終了したときは、同項の特定適格消費者団体が簡易確定手続開始の申立てをすることができる期間及び当該特定適格消費者団体を当事者とする簡易確定手続又は異議後の訴訟が係属している間は、民事保全法第三十七条第一項及び第三項の規定の適用については、本案の訴えが係属しているものとみなす。

3 民事保全法第三十八条及び第四十条の規定の適用については、第五十六条第一項の申立てに係る仮差押えの手続の当事者である特定適格消費者団体が提起した共通義務確認訴訟に係る第一審裁判所(当該共通義務確認訴訟が控訴審に係属するときは、控訴裁判所)を本案の裁判所とみなす。

(仮差押えをした特定適格消費者団体の義務)

第五十九条 特定適格消費者団体は、仮差押命令に係る仮差押えの執行がされている財産について強制執行の申立てをし、又は当該財産について強制執行若しくは担保権の実行の手続がされている場合において配当要求をするときは、当該特定適格消費者団体が取得した債務名義及び取得することとなる債務名義に係る届出債権を平等に取り扱わなければならない。

第四節 補則

(訴訟代理権の不消滅)

第六十条 訴訟代理権は、被害回復裁判手続の当事者である特定適格消費者団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたことによっては、消滅しない。

(手続の中断及び受継)

第六十一条 次の各号に掲げる手続の当事者である特定適格消費者団体の第六十五条第一項に規定する特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、又は第八十六条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されたときは、その手続は、中断する。この場合において、それぞれ当該各号に定める者は、その手続を受け継がなければならない。

- 一 共通義務確認訴訟の手続、簡易確定手続(次号に掲げる簡易確定手続を除く。)又は仮差押命令に係る仮差押えの手続(仮差押えの執行に係る訴訟手続を含む。)第八十七条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体
 - 二 簡易確定手続(簡易確定決定があった後の手続に限る。)又は異議後の訴訟の手続 第八十七条第一項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体(第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授權を得た場合に限る。)又は届出消費者
 - 三 特定適格消費者団体が対象債権に関して取得した債務名義に係る民事執行に係る訴訟手続 第八十七条第三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体
- 2 前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。
- 3 第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、共通義務確認訴訟又は簡易確定手続(特定適格消費者団体であった法人が債権届出をした場合を除く。)において、他に当事者である特定適格消費者団体がある場合には、適用しない。

(関連する請求に係る訴訟手続の中止)

第六十二条 共通義務確認訴訟が係属する場合において、当該共通義務確認訴訟の当事者である事業者と対象消費者との間に他の訴訟が係属し、かつ、当該他の訴訟が当該共通義務確認訴訟の目的である請求又は防御の方法と関連する請求に係るものであるときは、当該他の訴訟の受訴裁判所は、当事者の意見を聴いて、決定で、その訴訟手続の中止を命ずることができる。

- 2 前項の受訴裁判所は、同項の決定を取り消すことができる。

(共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合の取扱い)

第六十三条 簡易確定手続開始決定の前提となった共通義務確認訴訟の判決が再審により取り消された場合には、簡易確定手続が係属する裁判所は、決定で、債権届出(当該簡易確定手続開始決定の前提となった共通義務確認訴訟の判決が取り消されたことによってその前提を欠くこととなる部分に限る。)を却下しなければならない。

- 2 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- 3 第一項の場合には、第五十二条第一項の規定により訴えの提起があったものとみなされる事件が係属する裁判所は、判決で、当該訴え(当該簡易確定手続開始決定の前提となった共通義務確認訴訟の判決が取り消されたことによってその前提を欠くこととなる部分に限る。)を却下しなければならない。

(最高裁判所規則)

第六十四条 この章に定めるもののほか、被害回復裁判手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三章 特定適格消費者団体

第一節 特定適格消費者団体の認定等

(特定適格消費者団体の認定)

第六十五条 適格消費者団体は、内閣総理大臣の認定(以下「特定認定」という。)を受けた場合に限り、被害回復関係業務を行うことができる。

- 2 前項に規定する「被害回復関係業務」とは、次に掲げる業務をいう。
 - 一 被害回復裁判手続に関する業務(第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授権に係る債権に係る裁判外の和解を含む。)
 - 二 前号に掲げる業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集に係る業務
 - 三 第一号に掲げる業務に付随する対象消費者に対する情報の提供及び金銭その他の財産の管理に係る業務
- 3 特定認定を受けようとする適格消費者団体は、内閣総理大臣に特定認定の申請をしなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の申請をした適格消費者団体が次に掲げる要件の全てに適合しているときに限り、特定認定をすることができる。
 - 一 差止請求関係業務(消費者契約法第十三条第一項に規定する差止請求関係業務をいう。以下同じ。)を相当期間にわたり継続して適正に行っていると認められること。
 - 二 第二項に規定する被害回復関係業務(以下単に「被害回復関係業務」という。)の実施に係る組織、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の被害回復関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。

- 三 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。
- イ 被害回復関係業務の執行を決定する機関として理事をもって構成する理事会が置かれており、かつ、定款で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。
- (1) 当該理事会の決議が理事の過半数又はこれを上回る割合以上の多数決により行われるものとされていること。
- (2) 共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務の執行に係る重要な事項の決定が理事その他の者に委任されていないこと。
- ロ 理事のうち一人以上が弁護士であること。
- 四 共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復裁判手続についての検討を行う部門において消費者契約法第十三条第三項第五号イ及びロに掲げる者(以下「専門委員」と総称する。)が共にその専門的な知識経験に基づいて必要な助言を行い又は意見を述べる体制が整備されていることその他被害回復関係業務を遂行するための人的体制に照らして、被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。
- 五 被害回復関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること。
- 六 被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を定めており、これが消費者の利益の擁護の見地から不当なものでないこと。
- 七 被害回復関係業務以外の業務を行うことによって被害回復関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- 5 前項第二号の業務規程には、被害回復関係業務の実施の方法、被害回復関係業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法、被害回復関係業務の実施に関する金銭その他の財産の管理の方法その他の内閣府令で定める事項が定められていなければならない。この場合において、業務規程に定める被害回復関係業務の実施の方法には、簡易確定手続授權契約及び訴訟授權契約の内容並びに請求の放棄、和解又は上訴の取下げをしようとする場合において第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授權をした者(第七十六条において単に「授權をした者」という。)の意思を確認するための措置、前項第四号の検討を行う部門における専門委員からの助言又は意見の聴取に関する措置及び役員、職員又は専門委員が被害回復裁判手続の相手方と特別の利害関係を有する場合の措置その他業務の公正な実施の確保に関する措置が含まれていなければならない。
- 6 次のいずれかに該当する適格消費者団体は、特定認定を受けることができない。
- 一 この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違

反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しないもの

二 第八十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しないもの

三 役員のうち次のいずれかに該当する者のあるもの

イ この法律、消費者契約法その他消費者の利益の擁護に関する法律で政令で定めるもの若しくはこれらの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

ロ 特定適格消費者団体が第八十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる事由により特定認定を取り消された場合において、その取消しの日前六月以内に当該特定適格消費者団体の役員であった者でその取消しの日から三年を経過しないもの

(特定認定の申請)

第六十六条 前条第三項の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出してしなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 被害回復関係業務を行おうとする事務所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類

三 被害回復関係業務に関する業務計画書

四 被害回復関係業務を適正に遂行するための体制が整備されていることを証する書類

五 業務規程

六 役員、職員及び専門委員に関する次に掲げる書類

イ 氏名、役職及び職業を記載した書類

ロ 住所、略歴その他内閣府令で定める事項を記載した書類

七 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類

八 被害回復関係業務に関して支払を受ける報酬又は費用がある場合には、その額又は算定方法、支払方法その他必要な事項を記載した書類

九 前条第六項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

十 被害回復関係業務以外に行う業務の種類及び概要を記載した書類

十一 その他内閣府令で定める書類

(特定認定の申請に関する公告及び縦覧)

第六十七条 内閣総理大臣は、特定認定の申請があった場合には、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨並びに前条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公告するとともに、同条第二項各号(第六号口、第九号及び第十一号を除く。)に掲げる書類を、公告の日から二週間、公衆の縦覧に供しなければならない。

(特定認定の公示等)

第六十八条 内閣総理大臣は、特定認定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定適格消費者団体の名称及び住所、被害回復関係業務を行う事務所の所在地並びに当該特定認定をした日を公示するとともに、当該特定適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。

- 2 特定適格消費者団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体である旨を、被害回復関係業務を行う事務所において見やすいように掲示しなければならない。
- 3 特定適格消費者団体でない者は、その名称中に特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字を用い、又はその業務に関し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(特定認定の有効期間等)

第六十九条 特定認定の有効期間は、当該特定認定の日から起算して三年とする。ただし、当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第十三条第一項の認定の有効期間の残存期間(以下この項において単に「残存期間」という。)が三年より短いときは残存期間と同一の期間とし、残存期間が三年より長いときは残存期間から三年を控除した期間とする。

- 2 特定認定の有効期間の満了後引き続き被害回復関係業務を行おうとする特定適格消費者団体は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする特定適格消費者団体は、当該有効期間の満了の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「更新申請期間」という。)に、内閣総理大臣に前項の有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、当該有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の特定認定は、当該有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、第二項の有効期間の更新がされたときは、その特定認定の有効期間は、従前の特定認定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- 6 第六十五条(第一項、第二項及び第六項第二号を除く。)、第六十六条、第六十七条及び前条第一項の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第六十六条第二項各号に掲げる書類については、既に内閣総理大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(変更の届出)

第七十条 特定適格消費者団体は、第六十六条第一項各号に掲げる事項又は同条第二項各号(第二号及び第十一号を除く。)に掲げる書類に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、その変更が内閣府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(合併の届出及び認可等)

第七十一条 特定適格消費者団体である法人が他の特定適格消費者団体である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

- 2 前項の規定により合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人(適格消費者団体である法人に限る。)と合併をした場合には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その合併について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。
- 4 前項の認可を受けようとする特定適格消費者団体は、その合併がその効力を生ずる日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 5 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、その処分がされるまでの間は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。
- 6 第六十五条(第一項及び第二項を除く。)、第六十六条、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。

- 7 特定適格消費者団体である法人は、特定適格消費者団体でない法人と合併をする場合において、第四項の申請をしないときは、その合併がその効力を生ずる日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(事業の譲渡の届出及び認可等)

第七十二条 特定適格消費者団体である法人が他の特定適格消費者団体である法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をしたときは、その譲渡を受けた法人は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。

- 2 前項の規定によりその譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継した法人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人(適格消費者団体である法人に限る。)に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合には、その譲渡を受けた法人は、その譲渡について内閣総理大臣の認可がされたときに限り、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継する。
- 4 前項の認可を受けようとする特定適格消費者団体は、その譲渡の日の九十日前から六十日前までの間(以下この項において「認可申請期間」という。)に、内閣総理大臣に認可の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により認可申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 5 前項の申請があった場合において、その譲渡の日までにその申請に対する処分がされないときは、その譲渡を受けた法人は、その処分がされるまでの間は、その譲渡をした法人のこの法律の規定による特定適格消費者団体としての地位を承継しているものとみなす。
- 6 第六十五条(第一項及び第二項を除く。)、第六十六条、第六十七条及び第六十八条第一項の規定は、第三項の認可について準用する。
- 7 特定適格消費者団体である法人は、特定適格消費者団体でない法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をする場合において、第四項の申請をしないときは、その譲渡の日までに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 8 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(業務廃止の届出)

第七十三条 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したときは、法人の代表者は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があったときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(特定認定の失効)

第七十四条 特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、特定認定は、その効力を失う。

一 特定認定の有効期間が経過したとき(第六十九条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき)。

二 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人と合併をした場合において、その合併が第七十一条第三項の認可を経ずにその効力を生じたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その合併の不認可処分がされたとき)。

三 特定適格消費者団体である法人が特定適格消費者団体でない法人に対し被害回復関係業務に係る事業の全部の譲渡をした場合において、その譲渡が第七十二条第三項の認可を経ずにされたとき(同条第五項に規定する場合にあっては、その譲渡の不認可処分がされたとき)。

四 特定適格消費者団体が被害回復関係業務を廃止したとき。

五 消費者契約法第十三条第一項の認定が失効し、又は取り消されたとき。

2 内閣総理大臣は、前項各号に掲げる事由が生じたことを知った場合において、特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続に係属している裁判所に対し、その特定認定が失効した旨を書面により通知しなければならない。

第二節 被害回復関係業務等

(特定適格消費者団体等の責務)

第七十五条 特定適格消費者団体は、対象消費者の利益のために、被害回復関係業務を適切に実施しなければならない。

2 特定適格消費者団体は、不当な目的でみだりに共通義務確認の訴えの提起その他の被害回復関係業務を実施してはならない。

3 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務について他の特定適格消費者団体と相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

4 特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う独立行政法人国民生活センター法(平成十四年法律第二百二十三号)第十条第七号に掲げる業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。

(報酬)

第七十六条 特定適格消費者団体は、授権をした者との簡易確定手続授権契約又は訴訟授権契約で定めるところにより、被害回復関係業務を行うことに関し、報酬を受けることができる。

(弁護士に追行させる義務)

第七十七条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務を行う場合において、民事訴訟に関する手続(簡易確定手続を含む。)、仮差押命令に関する手続及び執行抗告(仮差押えの執行の手続に関する裁判に対する執行抗告を含む。)に係る手続については、弁護士に追行させなければならない。

(他の特定適格消費者団体への通知等)

第七十八条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合には、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を他の特定適格消費者団体に通知するとともに、その旨及びその内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。この場合において、当該特定適格消費者団体が、当該通知及び報告に代えて、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知及び報告をしたものとみなす。

- 一 共通義務確認の訴えの提起又は第五十六条第一項の申立てをしたとき。
 - 二 共通義務確認訴訟の判決の言渡し又は第五十六条第一項の申立てについての決定の告知があったとき。
 - 三 前号の判決に対する上訴の提起又は同号の決定に対する不服の申立てがあったとき。
 - 四 第二号の判決又は同号の決定が確定したとき。
 - 五 共通義務確認訴訟における和解が成立したとき。
 - 六 前二号に掲げる場合のほか、共通義務確認訴訟又は仮差押命令に関する手続が終了したとき。
 - 七 共通義務確認訴訟に関し、請求の放棄、和解、上訴の取下げその他の内閣府令で定める手続に係る行為であって、それにより確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるものをしようとするとき。
 - 八 簡易確定手続開始の申立て又はその取下げをしたとき。
 - 九 簡易確定手続開始決定があったとき。
 - 十 第二十五条第一項の規定による通知をしたとき。
 - 十一 第二十六条第一項、第三項又は第四項の規定による公告をしたとき。
 - 十二 その他被害回復関係業務に関し内閣府令で定める手続に係る行為がされたとき。
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、全ての特定適格消費者団体及び内閣総理大臣が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の内閣府令で定める方法により、他の特定適格消費者団体に当該報告の日時及び概要その他内閣府令で定める事項を伝達するものとする。

(個人情報の取扱い)

第七十九条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に関し、消費者の個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。第三項において同じ。）を保管し、又は利用するに当たっては、その業務の目的の達成に必要な範囲内でこれを保管し、及び利用しなければならない。ただし、当該消費者の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

2 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に関し、消費者から収集した消費者の被害に関する情報を被害回復裁判手続に係る相手方その他の第三者が当該被害に係る消費者を識別することができる方法で利用するに当たっては、あらかじめ、当該消費者の同意を得なければならない。

3 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務において消費者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（秘密保持義務）

第八十条 特定適格消費者団体の役員、職員若しくは専門委員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由がなく、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（氏名等の明示）

第八十一条 特定適格消費者団体の被害回復関係業務に従事する者は、その被害回復関係業務を行うに当たり、被害回復裁判手続に係る相手方の請求があつたときは、当該特定適格消費者団体の名称、自己の氏名及び特定適格消費者団体における役職又は地位その他内閣府令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

（情報の提供）

第八十二条 特定適格消費者団体は、対象消費者の財産的被害の回復に資するため、対象消費者に対し、共通義務確認の訴えを提起したこと、共通義務確認訴訟の確定判決の内容その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

（財産上の利益の受領の禁止等）

第八十三条 特定適格消費者団体は、次に掲げる場合を除き、その被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

一 届出債権の認否、簡易確定決定、異議後の訴訟における判決若しくは請求の認諾又は和解に基づく金銭の支払として財産上の利益を受けるとき。

二 被害回復裁判手続における判決（確定判決と同一の効力を有するもの、仮執行の宣言を付した届出債権支払命令及び第五十六条第一項の申立てについての決定を含む。次号において同じ。）又は第四十八条第三項若しくは第四十九条第一項若しくは民事訴訟法第七十三条第一項の決定により訴訟費用（簡易確定手続の費用、和

解の費用及び調停手続の費用を含む。)を負担することとされた相手方から当該訴訟費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。

- 三 被害回復裁判手続における判決に基づく民事執行の執行費用に相当する額の償還として財産上の利益を受けるとき。
- 2 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員は、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。
- 3 特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員は、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、その被害回復裁判手続の追行に関し、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、金銭その他の財産上の利益を第三者に受けさせてはならない。
- 4 前三項に規定する被害回復裁判手続に係る相手方からその被害回復裁判手続の追行に関して受け又は受けさせてはならない財産上の利益には、その相手方がその被害回復裁判手続の追行に関してした不法行為によって生じた損害の賠償として受け又は受けさせる財産上の利益は含まれない。

(区分経理)

第八十四条 特定適格消費者団体は、被害回復関係業務に係る経理を他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

第三節 監督

(適合命令及び改善命令)

第八十五条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体が、第六十五条第四項第二号から第七号までに掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、これらの要件に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項に定めるもののほか、特定適格消費者団体が第六十五条第六項第三号に該当するに至ったと認めるとき、特定適格消費者団体又はその役員、職員若しくは専門委員が被害回復関係業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるとき、その他特定適格消費者団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定適格消費者団体に対し、人的体制の改善、違反の停止、業務規程の変更その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(特定認定の取消し等)

第八十六条 内閣総理大臣は、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項の認可を受けたとき。
 - 二 第六十五条第四項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。
 - 三 第六十五条第六項第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分違反したとき(次項第二号に該当する場合を除く。)
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による取消しのほか、特定適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、特定認定又は消費者契約法第十三条第一項の認定を取り消すことができる。
- 一 被害回復裁判手続において、特定適格消費者団体がその相手方と通謀して請求の放棄又は対象消費者の利益を害する内容の和解をしたときその他対象消費者の利益に著しく反する訴訟その他の手続の追行を行ったと認められるとき。
 - 二 第八十三条第一項又は第三項の規定に違反したとき。
 - 三 当該特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が第八十三条第二項又は第三項の規定に違反したとき。
 - 3 特定適格消費者団体が、第七十八条第一項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、共通義務確認の訴えに関し、同項第七号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該特定適格消費者団体について前項第一号に掲げる事由があるものとみなすことができる。
 - 4 内閣総理大臣は、第一項又は第二項の規定による取消しをしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を公示するとともに、特定適格消費者団体であった法人に対し、その旨を書面により通知するものとする。この場合において、当該特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、その被害回復裁判手続に係属している裁判所に対しても、その取消しをした旨を書面により通知しなければならない。

(手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体の指定等)

第八十七条 被害回復裁判手続(第二条第九号ロに規定する民事執行の手続を除く。)の当事者である特定適格消費者団体に係る特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、当該被害回復裁判手続を受け継ぐべき特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。ただし、共通義務確認訴訟又は簡易確定手続(特定適格消費者団体であった法人が債権届出をした場合を除く。)において、他に当事者である特定適格消費者団体があるときは、この限りでない。

- 2 第十四条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体に係る特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、第十四条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。ただし、同条の規定により簡易確定手続開始の申立てをしなければならない特定適格消費者団体が他にあるときは、この限りでない。
- 3 対象債権に係る債務名義を取得した特定適格消費者団体又はその民事執行法第二十三条第一項第三号に規定する承継人である特定適格消費者団体に係る特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるとき、又はこれらの事由により既に失効し、若しくは既に取り消されているときは、内閣総理大臣は、同法第二十三条第一項第三号に規定する承継人となるべき特定適格消費者団体として他の特定適格消費者団体を指定するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、前三項の規定による指定を受けた特定適格消費者団体(以下この項及び次項において「指定特定適格消費者団体」という。)について、特定認定が、第七十四条第一項各号に掲げる事由により失効し、若しくは既に失効し、又は前条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事由により取り消されるときは、指定特定適格消費者団体に係る指定を取り消さなければならない。
- 5 第一項から第三項までの規定による指定は、指定特定適格消費者団体が受け継ぐことになった手続をその指定前に追行していた者に次のいずれかに掲げる事由が生じたことを理由として取り消すことができない。
 - 一 特定認定の取消処分、特定認定の有効期間の更新拒否処分若しくは第七十一条第三項の合併若しくは第七十二条第三項の事業の全部の譲渡の不認可処分(以下この号において「特定認定取消処分等」という。)が取り消され、又は特定認定取消処分等の取消し若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決が確定したとき。
 - 二 消費者契約法第十三条第一項の認定の取消処分、同項の認定の有効期間の更新拒否処分若しくは同法第十九条第三項の合併若しくは同法第二十条第三項の事業の全部の譲渡の不認可処分(以下この号において「認定取消処分等」という。)が取り消され、又は認定取消処分等の取消し若しくはその無効若しくは不存在の確認の判決が確定したとき。
- 6 内閣総理大臣は、第一項から第三項までの規定による指定をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨及びその指定をした日を公示するとともに、その指定を受けた特定適格消費者団体に対し、その旨を書面により通知するものとする。第四項の規定により当該指定を取り消したときも、同様とする。

- 7 前項前段の場合において、特定適格消費者団体であった法人を当事者とする被害回復裁判手続が現に係属しているときは、内閣総理大臣は、その被害回復裁判手続に係属している裁判所に対しても、その指定をした旨を書面により通知しなければならない。
- 8 次の各号に掲げる場合には、当該各号の指定を受けた特定適格消費者団体は、遅滞なく、知れている届出消費者に、各別にその旨を通知しなければならない。
- 一 第一項の規定による指定がされた場合（特定適格消費者団体であった法人が簡易確定手続（当該特定適格消費者団体であった法人が債権届出をした場合に限る。）又は異議後の訴訟の手続の当事者であったときに限る。）
- 二 第三項の規定による指定がされた場合
- 9 第一項から第三項までの規定による指定がされたときは、特定適格消費者団体であった法人は、遅滞なく、その指定を受けた特定適格消費者団体に対し、その指定の対象となった事件について、対象消費者のために保管する物及び被害回復関係業務に関する書類を移管し、その他被害回復関係業務をその指定を受けた特定適格消費者団体に引き継ぐために必要な一切の行為をしなければならない。

第四節 補則

（消費者契約法の特例）

第八十八条 特定適格消費者団体である適格消費者団体に対する消費者契約法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条第一項	その行う差止請求関係業務	その行う差止請求関係業務及び消費者裁判手続特例法第六十五条第二項に規定する被害回復関係業務（以下単に「被害回復関係業務」という。）
	、差止請求関係業務	、差止請求関係業務及び被害回復関係業務
第三十一条第二項	差止請求関係業務その他の業務がこの法律	差止請求関係業務、被害回復関係業務その他の業務がこの法律及び消費者裁判手続特例法
第三十一条第三項第七号	差止請求関係業務	差止請求関係業務及び被害回復関係業務
第三十二条第一項	この法律	この法律又は消費者裁判手続特例法

(官公庁等への協力依頼)

第八十九条 内閣総理大臣は、この法律の実施のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(判決等に関する情報の公表)

第九十条 内閣総理大臣は、消費者の財産的被害の防止及び救済に資するため、特定適格消費者団体から第七十八条第一項(第一号及び第七号を除く。)の規定による報告を受けたときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速やかに、共通義務確認訴訟の確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。)の概要、当該特定適格消費者団体の名称及び当該共通義務確認訴訟の相手方の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項を公表するものとする。

2 前項に規定する事項のほか、内閣総理大臣は、被害回復関係業務に関する情報を広く国民に提供するため、インターネットの利用その他適切な方法により、特定適格消費者団体の名称及び住所並びに被害回復関係業務を行う事務所の所在地その他内閣府令で定める必要な情報を公表することができる。

3 内閣総理大臣は、独立行政法人国民生活センターに、前二項に規定する情報の公表に関する業務を行わせることができる。

(特定適格消費者団体への協力等)

第九十一条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、特定適格消費者団体の求めに応じ、当該特定適格消費者団体が被害回復関係業務を適切に遂行するために必要な限度において、当該特定適格消費者団体に対し、消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた特定適格消費者団体は、当該情報を当該被害回復関係業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

(権限の委任)

第九十二条 内閣総理大臣は、この章の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第四章 罰則

第九十三条 特定適格消費者団体の役員、職員又は専門委員が、特定適格消費者団体の被害回復裁判手続に係る相手方から、寄附金、賛助金その他名目のいかんを問わず、当該特定適格消費者団体における次に掲げる行為の報酬として、金銭その他の財産上の利益を受け、又は第三者(当該特定適格消費者団体を含む。)に受けさせたときは、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 共通義務確認の訴えの提起、簡易確定手続の申立て、債権届出、簡易確定手続若しくは異議後の訴訟に関する民事執行の申立て又は第五十六条第一項の申立てをしないこと又はしなかったこと。
- 二 第三十一条第一項又は第五十三条第一項の授權に係る債権に係る裁判外の和解をすること又はしたこと。
- 三 被害回復裁判手続を終了させること又は終了させたこと。

2 前項の利益を供与した者も、同項と同様とする。

3 第一項の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

4 第一項の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

5 第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二条の例に従う。

第九十四条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により特定認定、第六十九条第二項の有効期間の更新又は第七十一条第三項若しくは第七十二条第三項の認可を受けた者

二 第八十条の規定に違反して、被害回復関係業務に関して知り得た秘密を漏らした者

第九十五条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十六条第一項(第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。)の申請書又は第六十六条第二項各号(第六十九条第六項、第七十一条第六項及び第七十二条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第六十八条第三項の規定に違反して、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある文字をその名称中に用い、又はその業務に関し、特定適格消費者団体であると誤認されるおそれのある表示をした者

第九十六条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第九十七条 次のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第十四条の規定に違反して、正当な理由がないのに簡易確定手続開始の申立てを怠った者

二 第三十三条第一項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授權契約の締結を拒んだ者

三 第三十三条第二項の規定に違反して、やむを得ない理由がないのに簡易確定手続授権契約を解除した者

第九十八条 次のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十五条第一項若しくは第二十六条第三項前段の規定による通知をすることを怠り、又は不正の通知をした者

二 第二十六条第一項、第三項前段若しくは第四項の規定による公告をすることを怠り、又は不正の公告をした者

第九十九条 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十三条第四項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約の締結を拒んだ者

二 第五十三条第五項の規定に違反して、正当な理由がないのに訴訟授権契約を解除した者

三 第六十八条第二項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

四 第七十条、第七十一条第二項若しくは第七項、第七十二条第二項若しくは第七項又は第七十三条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第七十八条第一項前段の規定による通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知若しくは報告をした者

六 第七十九条第二項の規定に違反して、消費者の被害に関する情報を利用した者

七 第八十一条の規定に違反して、同条の請求を拒んだ者

八 第八十七条第九項の規定による被害回復関係業務の引継ぎを怠った者

九 第九十一条第二項の規定に違反して、情報を同項に定める目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第七条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律は、この法律の施行前に締結された消費者契約に関する請求(第三条第一項第五号に掲げる請求については、この法律の施行前に行われた加害行為に係る請求)に係る金銭の支払義務には、適用しない。

(検討等)

第三条 政府は、この法律の趣旨にのっとり、特定適格消費者団体がその権限を濫用して事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について、

事業者、消費者その他の関係者の意見を踏まえて、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の適正な遂行に必要な資金の確保、情報の提供その他の特定適格消費者団体に対する支援の在り方について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、消費者の財産的被害の発生又は拡大の状況、特定適格消費者団体による被害回復関係業務の遂行の状況その他この法律の施行の状況等を勘案し、その被害回復関係業務の適正な遂行を確保するための措置並びに共通義務確認の訴えを提起することができる金銭の支払義務に係る請求及び損害の範囲を含め、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、第三条第一項各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務であつて、附則第二条に規定する請求に係るものに関し、当該請求に係る消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、重要消費者紛争解決手続(独立行政法人国民生活センター法第十一条第二項に規定する重要消費者紛争解決手続をいう。)等の裁判外紛争解決手続(裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成十六年法律第百五十一号)第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。)の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第七条 政府は、この法律の円滑な施行のため、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解と協力を得るよう努めるものとする。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第六十五条第一項に規定する特定認定を受けている者に係る当該特定認定及び既存適格消費者団体が前条の規定によりなお従前の例によることとされる有効期間の満了の日までの間に第三条の規定による改正後の消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(以下この条において「新消費者裁判手続特例法」という。)第六十五条第一項に規定する特定認定を受けた場合における当該特定認

定の有効期間については、新消費者裁判手続特例法第六十九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七条の二、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

■ 関係連絡先

特定適格消費者団体 NPO法人 消費者支援ネット北海道 (ホクネット)

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 12 丁目ほくろうビル 3F

TEL : 011 - 221 - 5884 FAX : 011 - 221 - 5887

E-mail : info_hokkaido@hocnet1222.jp

ウェブサイト <https://www.e-hocnet.info/>

悪質・不当と思われる事業者の情報を集めています。
事実と違う勧誘や広告、消費者に一方的に不利な契約条項など。

悪質商法被害対策弁護団

事務局 : いの法律事務所 弁護士 猪野 亨

〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 9 丁目 5 - 1
札幌 19L ビル 6 階

TEL : 011 - 272 - 9555 FAX : 011 - 272 - 9556

E-mail : ino@h8.dion.ne.jp

ウェブサイト <https://www.aku-higai.com/>

北海道内各地の弁護士有志による弁護団です。
悪質商法によって生じた各種トラブルを取り扱っています。

■執筆者（執筆順）

町村 泰貴（成城大学教授）	【第1】
番井 菊世（司法書士）	【第2】
竹之内洋人（弁護士）	【第3】
谷村 庄市（弁護士）	【第4】
原 琢磨（弁護士）	【第5】
山田 光洋（弁護士）	【第6】
道尻 豊（弁護士）	【第7】

消費生活相談窓口のための 消費者裁判手続特例法ガイドブック

発行日 2022（令和4）年2月28日

発行者 内閣総理大臣認定 特定適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道
（ホクネット）

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目1番55 ほくろうビル3階

電話：011-221-5884 FAX：011-221-5887

E-mail：hocnet1222@alto.ocn.ne.jp

【この冊子は、令和3年度北海道消費者行政強化事業補助金の交付を受けて作成しました。】